

岐阜LPS-V1号
平成13年4月5日

現地外注整備共通仕様書 (道路運送車両法適用市販型車両)

航空自衛隊岐阜基地

文書管理情報			
文書管理者: 第2補給処 業務部長	開示	部分開示	不開示
一元的管理に 責任を有する者: 同上	作成時	○	
分類番号: E-10-124	区分:	1	2 3 4 5 6
作成年月日: 2023. 8.	理由:		
取得年月日:			
保存期間: 特定日以後1年			
保存期間満了日: 未定			
本紙含め: 23枚			
配布先: なし			

目 次

1	総則	3
1.1	適用範囲	3
1.2	用語の定義	3
1.3	引用文書等	4
2	役務に関する要求	5
2.1	一般的要求	5
2.2	整備作業の種類	5
2.3	作業内容	6
2.4	部品・材料	7
2.5	機能・性能	7
3	品質保証等	8
3.1	対象品	8
3.2	かし担保期限	8
3.3	保証	8
3.4	監督・検査	8
4	出荷条件	8
4.1	製品の包装	8
4.2	包装の表示	9
5	その他の指示	9
5.1	提出書類	9
5.2	官給品	9
5.3	附属品・予備品	9
5.4	計測器・試験装置	9
5.5	契約相手方の技術協力	10
5.6	補給の手続き	10
5.7	輸送	10
5.8	安全管理	10
5.9	仕様書の疑義	10
別紙様式第1	車両等員数表	11
別紙様式第2	必要部品及び修理要領明細書	12
別紙様式第3	官給部品使用明細書	14
付紙	官給部品使用明細書作成要領	16
別紙様式第4	修理不能品発生（見込）報告書	17

航空自衛隊仕様書				
仕様書の種類	内容による分類		役務仕様書	
	性質による分類		共通仕様書	
物品番号			仕様書番号	
品名 又は 件名	現地外注整備共通仕様書 (道路運送車両法適用市販型車両)		岐基LPS-V1号	
			承認年月日	平成13年 4月 5日
			作成年月日	平成13年 4月 5日
			改正年月日	令和 4年 3月15日
				令和 4年 3月 3日
作成部隊等名	第2補給処業務部管理課			

1 総則

1.1 適用範囲

- a) この仕様書は、岐阜基地が行う道路運送車両法適用となっている市販型車両の外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。
- b) この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容とが相違する場合は、個別仕様書に規定する内容を優先する。

1.2 用語の定義

この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は、次による。

1.2.1 参考文書

参考文書とは、当該仕様書に規定した事項を更に理解させるため参考となる文書及び図面をいう。

1.2.2 個別T.O等

個別T.O等とは、当該車両等に適用する技術指令書(J.T.O.)及び製造会社取扱説明書等(製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。)をいう。

1.2.3 車両等

車両等とは、航空自衛隊車両等整備基準(J.T.O. 00-10-9)(以下、“整備基準”という。)の第1-1表に示す車両をいう。

1.2.4 道路運送車両法適用車両

道路運送車両法(以下、“車両法”という。)の規定が適用される車両等をいう。

品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
----	-----------------------------

1.2.5 修理不能

修理不能とは、次の各号の場合をいう。

- a) 車両等本体又は部品単体の修理額が航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）の規定を超える場合
- b) 修理ができない場合
- c) 特に官が規定した場合

1.2.6 監督

監督とは、契約の適正な履行を確保するために契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。

1.2.7 検査

検査とは、調達物品等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し、合格または不合格の判定を行うことをいう。

1.2.8 定期点検

車両法第48条に定める定期点検整備について自動車点検基準及び自動車の点検及び整備に関する手引きに基づき、車両等が規定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認する点検

1.2.9 純正部品

純正部品とは、自動車メーカーが自社のブランドと流通ルートで供給する補修用部品をいう。

1.2.10 優良部品

優良部品とは、部品メーカーが独自ブランドで供給する補修用部品で、一般社団法人日本自動車部品協会の自動車優良部品推奨制度により推奨されたもの又はそれらと同等の品質を有するものをいう。

1.2.11 FAINES

FAINESとは、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下、“整備振興会”という。）の運営する整備関連情報を閲覧可能なシステムをいう。

1.2.12 自動車整備標準作業点数表

自動車整備標準作業点数表とは、整備振興会が各自動車製造会社における車種別の定期点検及び一般整備の標準作業点数を示したものをいう。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容を優先する。

品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
----	-----------------------------

1.3.1 引用文書

a) 法令等

- 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）
- 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
- 自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）
- 自動車の点検及び整備に関する手引き（平成19年運輸省告示第317号）
- 自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）
- 航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）

b) 技術指令書

- 航空自衛隊車両等整備基準（J.T.O. 00-10-9）
- 車両等の塗装及び標識（J.T.O. 36-1-3。以下“塗装及び標識”という。）
- 車両等検査要項（J.T.O. 36-1-6）
- 個別T.O.等

1.3.2 関連文書

a) 法令等

- 航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）
- 航空自衛隊調達規則（JAFR124）

b) 技術指令書

- 航空自衛隊技術指令書制度（J.T.O. 00-5-1）
- 航空自衛隊装備品等共通整備基準（J.T.O. 00-10-1）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求

一般的要求は、次による。

- a) 整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性及び状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。
 なお、整備工数等については、FAINES又は自動車整備標準作業点数表を基準とし、設定する。
- b) 契約相手方は、車両法第78条に基づく地方運輸局長の認証を受けた事業場でなければならない。

2.2 整備作業の種類

契約相手方の行う整備作業の種類は、次に示すもの以外は、個別仕様書で規定する。

品 名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
-----	-----------------------------

2.2.1 定期点検

定期点検は、車両法第48条に基づく定期点検（3か月、6か月、12か月、24か月）を次の工程に従い実施する。なお、定期点検の結果、車両法の保安基準に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を監督官及び契約担当官に報告し、承認を得た後、b)及びc)の作業を実施するものとする。

- a) 定期点検
- b) 分解検査
- c) 修理等

2.2.2 その他の整備

その他の整備は、個別仕様書で規定した作業を実施する。

2.3 作業内容

契約相手方は、個別仕様書で規定された2.2に示す各工程の作業を、次により実施しなければならない。

2.3.1 定期点検

- a) 自動車点検基準及び自動車の点検及び整備に関する手引きに基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、規定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認するとともに結果を自動車点検基準に定められた点検整備記録簿に記録する。
- b) 定期点検に先立ち、附属品及び予備品を車両等に備え付けられている車歴簿の附属品・工具員数表により、員数を確認し車両等員数表（別紙様式第1）に記録するものとする。

2.3.2 分解検査

分解検査は、定期点検の結果判明した要修理箇所を、整備するため必要な単位に分解する。また、分解した部品は、この仕様書又は個別仕様書に引用する個別T〇等に定める整備基準に基づき、目視点検、機能点検又は、計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するために必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品・材料（以下、“部品等”という。）を判定する。確認の結果を必要部品及び修理要領明細書（別紙様式第2）に記録するものとする。

なお、分解した部品等は、交換を要する部品等を除き、必要な洗浄度を保持するための処置を行う。

品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
----	-----------------------------

2.3.3 修理等

契約相手方は、2.3.2で判定された結果に基づき、要修理箇所が規定の性能を発揮するように修復する。その際、監督官の指示により次の作業を行う。

- a) 交換 交換は、2.3.2で交換を要すると判定された部品等を2.4により交換する。交換した部品等は、次の書類に記録する。
 - 1) 官給品の場合：官給部品使用明細書（別紙様式第3）
 - 2) 会社準備品の場合：使用材料を明確にする契約相手方が定めた書類
- b) 加工 加工は、修理のため、要修理品の状態及び特性に応じ最も適した方法で行う。
- c) 組立・調整 組立及び調整は、2.3.2で使用可能品と判定されたもの、又は、a)及びb)により修復した部品等を、車両等の性能を発揮させるため適正な手順及び方法により組み立て、必要に応じ各部位を調整する。
- d) 潤滑 潤滑は、車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ適正量を給油する。

2.3.4 塗装等

- a) 塗装及び標識 塗装及び標識は、個別仕様書で特に指定する場合を除き、塗装及び標識に基づき実施する。
- b) 塗色 塗色は、塗装及び標識による。ただし、部分塗装を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させるものとする。

2.3.5 作業の中止

次に示す場合は、作業を中止し、監督官に申し出て、契約担当官の指示を受けるものとする。

- a) 車両等を修復するために、個別仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合
- b) 当該車両等が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合。ただし、1.2.5 a)に該当する場合は、修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第4）を作成し契約担当官に提出するものとする。

2.4 部品・材料

- a) 整備作業に必要な部品等は、個別仕様書で規定したものを除き契約相手方において準備する。
- b) 部品等は、原則として製造会社の純正部品又は日本自動車部品協会の自動車優良部品推奨制度により推奨された優良部品とする。
- c) a)及びb)において、調達要領指定書に示す部品の割引率を適用させるものとする。
- d) 整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図るものとする。ただし、流用は、同一契約の範囲とする。

2.5 機能・性能

車両等の機能及び性能は、車両法の保安基準に適合しなければならない。

品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
----	-----------------------------

3 品質保証等

3.1 対象品

- a) 整備契約装備品等
- b) 前 a) の物品を整備するために使用する業者負担品のうち次に示す品目
 - 1) 修復製品目
 - 2) 非修復製品目のうち概ね単価10万以上で、かつ品質性能が不安定で交換頻度が大なるものについて官が選定した品目
 - 3) 特に官から指示された品目

3.2 かし担保期限

- a) かし担保期限は、整備完成等の納入の日から起算し、契約条項に定める期間とする。
- b) 契約相手方は、2.3により作成した結果等を品質保証資料としてこれらの写しを契約が完了した会計年度の翌年の1月1日から5年間保管し、いつでも参照できる状態にしておかなければならない。

3.3 保証

- a) 車両等の引渡しから引取りまでの間の一切の保証責任は、契約相手方の責任とする。
- b) 契約期間中における契約相手方の過失その他により生じた損害は、全て契約相手方の責任となる。

3.4 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官の定める監督及び検査実施要領により実施し、監督実施記録に記入（記録）するものとする。

4 出荷条件

4.1 製品の包装

整備完成の部品等及び返納品で、輸送又は保管のために包装を必要とするものは、完成品及び返納品の状態に応じ適切な包装を実施するものとする。

品 名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
-----	-----------------------------

4.2 包装の表示

整備完成の部品等及び返納品で包装を行うものについては、包装の見やすい箇所に次の表示を行わなければならない。ただし、それらの性質及び状態等により一部を省略することができる。

- a) 航空自衛隊標識マーク
- b) 品名及び型式
- c) 物品番号
- d) 製造番号
- e) 調達要求番号
- f) 契約番号
- g) 数量
- h) 納入業者
- i) 納入年月日

5 その他の指示

5.1 提出書類

契約相手方は、次の書類を提出しなければならない。

- a) 自動車点検基準に定められた点検整備記録簿
- b) 車両等員数表（別紙様式第1）
- c) 必要部品及び修理要領明細書（別紙様式第2）
- d) 官給部品使用明細書（別紙様式第3）
- e) 使用材料に係る契約相手方の定めた書類
- f) 修理不能品（見込）報告書（別紙様式第4）
- g) その他契約担当官の指示するもの。

5.2 官給品

官給品の品目、数量、時期及び場所については、個別仕様書で規定する。官給品は原則として官給を受けなければならない。

5.3 附属品・予備品

附属品及び予備品の整備は、個別仕様書で特に規定した場合を除き、原則として整備の対象外とする。

5.4 計測器・試験装置

車両等が要求事項に適合していることを確認するために使用する計測器及び試験装置は、車両法の規定に適合し、既定の性能が維持されていなければならない。

品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
----	-----------------------------

5.5 契約相手方の技術協力

契約相手方は、官側から次の各号について依頼された場合には、技術協力を実施しなければならない。

- a) 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討
- b) 技術的事項に関する資料等の提出又は提示

5.6 補給の手続き

次に示す補給上の手続きについては、監督官及び契約担当官の指示による。

- a) 車両等の受け渡し
- b) 官給品の処置
- c) 交換した旧部品の返納処置
- d) 貸付品の受け渡し

5.7 輸送

契約相手方の事業場と基地等間の輸送は、個別仕様書で規定する場合を除き、官側で実施する。ただし、基地から半径3.0 kmを超える事業場については、契約相手方の負担とする。

5.8 安全管理

契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び高圧ガスの製造取り扱い、公害の発生する恐れのあるものの取り扱い並びにその他の作業事故を生起し易い作業について、法令に係るものは当該法令に基づき、その他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき、適切な安全管理を実施しなければならない。

5.9 仕様書の疑義

本仕様書に関し、疑義が生じた場合は、その内容について、監督官の掌握事項については監督官と、その他の契約に関する事項の疑義については、監督官を通じ契約担当官と協議するものとする。

車 両 等 員 数 表				
品 名		受入年月日		
車 番		差出部隊		
調達要求番号		会 社 名		
監 督 官		搬入時累計走行 Km (時間)		
	品 名	定 数	現 数	状 態
1	イグニッションキー			
2	消火器			
3	発炎筒			
4	車検証			
5	予備タイヤ			
6	定期点検記録簿			
7	自賠償保険証			
8	車両重量税印紙			
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

必要部品及び修理要領明細書

調達要求番号

契約番号

物品番号

品名(型式)

一連番号

適用技術図書

No.

発刊 年 月 日

会社名

監督官名

確認年月日

注：適用技術図書は本表作成に使用したT Oのみ記載する。

物品番号	部品番号	品名	一台 当り 数量	単 位	必要部品数			修理方法	備考
					欠 陥	交 換	計		
<p>1 本表には整備作業の実施に際し使用する交換部品、 補充部品、及び機械加工、板金等の作業、改造時の 特殊工程作業を記入する。</p>									
<p>2 備考欄には修理箇所の程度を記入する。</p>									

官給部品使用明細書		提出会社 作成者		監督官等 確認		提出 番号		頁
調達要求番号		契約品名		明細書作成対象品名・数量				
契約番号(年月日)								
項目 番号	物品番号	部品番号	品名	単位	数量	単価	金額	備考

記入要領については、付紙のとおり。

官給部品使用明細書作成要領

- 1 官給部品使用明細書作成要領（以下、「明細書」という。）は、契約書の官給部品表に記載されている品目ごとに作成し監督官の承認を得るものとする。
- 2 様式は、別紙様式第3とし（1頁目は3-1、2頁目は3-2を使用）記入要領は、次による。
 - (1) 「提出会社」
契約相手方の会社名を記入する。
 - (2) 「作成者」
契約書に記載された代表者名を記入する。
 - (3) 「提出番号」
同一の契約における提出回数を記入する。
 - (4) 「頁」
頁番号及び総頁数を記入する。
 - (5) 「調達要求番号」「契約品名」「契約番号（年月日）」
契約書に記載された調達要求番号、契約品名、契約番号及び契約年月日を記入する。
 - (6) 「明細書作成対象品名・数量」
官給部品表に記載された品名のうち、当該明細書作成の対象とした品名及数量を記入する。
 - (7) 「項目番号」
表に記入する官給部品について一連の番号を記入する。
 - (8) 「物品番号」「部品番号」「品名」「単位」「単価」
官給部品表に記載されている物品番号、部品番号、品名、単位及び単価を記入する。
なお、官給部品表に記載されていない場合は担当者に問合わせたうえ記入する。
 - (9) 「数量」
当該契約のうち対象品目に使用した官給部品の数量を記入する。
 - (10) 「金額」
数量×単価で算出した金額を記入する。
 - (11) 「備考」
その他、参考となる事項を記入する。

修理不能品発生（見込）報告書

航空自衛隊

部隊名

契約担当官殿

住所

会社名

代表者名

調達要求番号		数	量	
契約番号		金	額	
契約年月日		納	期	
品名				

上記について、修理限度額超過が見込まれますので、指示されたく報告します。

監督官確認

年 月 日

階 級

氏 名

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	単1
	調達要求年月日	令和6年4月3日
	作成部隊等名	第2補給処業務部管理課整備班
	作成年月日	令和6年4月15日
品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）	
仕様書番号	岐基LPS-V1号	

車両部品割引率一覧表

No.	規格	割引率 (%)	備考
1	トヨタ純正部品	17.0%	
2	日産純正部品	17.0%	
3	日野純正部品	18.0%	
4	三菱ふそう（大型）純正部品	14.0%	
5	一般優良部品	58.0%	付紙第1による

一般優良部品一覧表

品名	指定銘柄	備考
ファンベルト	三ツ星ゴム、横浜ゴム、東海ゴム、ブリジストンタイヤ、坂東調査ゴム、高砂ゴム、純正各社	
スパークプラグ	日本特殊陶業、日立製作所、日本電装、純正各社	
ランプ	小糸電気、生井工業、市川製作所、市金製作所、鈴木用品、山口部品、井上化学、大同用品、スタンレー電気、ライフ電球、東芝電気、純正各社	
ミラー	〃	
ライト	小糸電気、生井工業、市川製作所、市金製作所、鈴木用品、白光舎、大同用品、純正各社	
ワイパー	朝日製作所、田中計器、三ツ葉電気、マルエス製作所、生井工業、自動車電気、純正各社	
ホーン	今仙電気、丸八電気、三ツ葉電気、宮本警報器、日本電装、純正各社	
方向指示器	アプロ工業、新日邦、純正各社	
ボールベアリング(専用除く)	日本精工、東洋ベアリング、光洋精工、不二越鋼材、東京ベアリング、大阪ベアリング、純正各社	
ガラス	旭ガラス、日本板硝子、石塚特殊硝子、藤原工業、セントラル硝子、純正各社	
ライニング(リベットを含む)	東京石綿、曙ブレーキ工業、日清紡績、朝日石綿、三好石綿、久我石綿、日本アスベスト、日伸製作所、日本ブレーキライニング、純正各社	三菱ふそうトラック・バス、日野、UDトラックスを除く
フェーシング	東京石綿、曙ブレーキ工業、日清紡績、朝日石綿、三好石綿、久我石綿、日本アスベスト、日伸製作所、純正各社	〃
エキゾーストパイプ	泰精板鉄工所、宝栄工業、曙機械、神谷プレス、東京シャリング、純正各社	〃
マフラー	泰精板鉄工所、宝栄工業、曙機械、神谷プレス、東京シャリング、大栄鉄工所、市川金属工業、純正各社	〃
コイル	日本電装、特殊変圧器、日立製作所、阪神変圧器、純正各社	いすゞ、トヨタ、日野、UDトラックスを除く
エレメント	東洋エレメント、東京漏器、土屋製作所、国産機器、日本漏過器、日本化工、山信工業、星野工業、ピーコックエレメント、純正各社	紙製の燃料オイルエレメントのみ ただしいすゞV010-13240-001(三菱ふそうトラック・バス、日野、UDトラックスを除く)

令和6年度 道路運送車両法適用車両一覧
(第2補給処)

目 次

- 1.外注車両諸元等一覧表（適用車両）（別表第1）……P3
- 2.外注車両整備計画一覧表（適用車両）（別表第2）……P4

外注車両諸元等一覧表(適用車両)

NO	車種	車番	型式	年式	製造会社		E/GNO	車体/NO	MODEL/NO	E/G形式	S/NO
1	業務車2号	岐阜503や5606	5BA-NRE161	R3.3	トヨタ	カローラ	2NR1222790	NRE161-0094621	--	2NR	2310-427-3267-5
2	"	岐阜501て72	UA-ZZT240	16.1	"	プレミオ	1ZZ-3221212	ZZT240-0071458	UA-ZZT2400-AEPEK	1ZZ	2310-424-9286-5
3	業務車2号(4×4)	岐阜502そ8395	DBA-ZRT265	20.2	"	プレミオ	2ZR-A108372	ZRT265-300479	DBA-ZRT265-AEXEK	2ZR-FE	2310-427-3452-5
4	業務車2号(緊急用)	岐阜800せ5673	DBA-ZRT261	25.3	"	プレミオ	3ZR-B041056	ZRT261-3021078	DBA-ZRT261-AEXGP	3ZR-FAE	2310-427-8137-5
5	業務車3号	岐阜503ぬ9221	DBA-ZRT261	29.1	"	プレミオ	3ZR-B966199	ZRT261-3024876	--	3ZR-FAE	2310-424-7649-5
6	"	岐阜502ぬ9550	DBA-KG11	22.2	日産	ブルーバード	MR20-894683A	KG11-103151	--	MR20DE	2310-424-7449-5
7	業務車4号	岐阜200さ2795	CBF-TRH223B	22.3	トヨタ	ハイエース	2TR-0859245	TRH223-6077292	CBF-TRH223B-LEPDK	2TR-FE	2310-424-3910-5
8	小型人員輸送車	岐阜200さ2851	UD-DVW41	19.1	日産	シビリアン	TB45-090254	DVW41-035248	UGNVRDAW41EDB--CA-	TB45	2310-427-3327-5
9	大型人員輸送車1号	岐阜200は639	2TG-RU1ASDA	R3.1	日野	大型バス	RG8-112238	RU1ASD-41516	--	A09C	2310-424-9180-5
10	塵芥収集車	岐阜800そ23	TPG-FEB80	29.2	三菱ふ	キャンター	4P10-C53478	FEB80-550758	--	4P10	2320-421-8713-5

外注車両整備計画一覧

No	車種	車番	型式	年式	保安検査有効期限	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1	業務車2号	岐阜503や5606	5BA-NRE161	3 . 3	8 . 3 . 11												
2	〃	岐阜501て 72	UA-ZZT240	16 . 1	7 . 2 . 11											12	
3	業務車2号(4×4)	岐阜502そ8395	DBA-ZRT265	20 . 2	7 . 2 . 25											車	
4	業務車2号(緊急用)	岐阜800せ5673	DBA-ZRT261	25 . 3	7 . 3 . 13					6						車	
5	業務車3号(4×2)	岐阜503ぬ9221	DBA-ZRT261	29 . 2	8 . 2 . 19												
6	〃	岐阜502ぬ9550	DBA-KG11	22 . 2	7 . 2 . 16										12		
7	業務車4号(4×2)	岐阜200さ2795	CBF-TRH223B	22 . 3	7 . 3 . 2		3			3							車
8	小型人員輸送車	岐阜200さ2851	UD-DVW41	19 . 1	7 . 1 . 28	3			3			3					車
9	大型人員輸送車1号	岐阜200は639	2TG-RUIASDA	3 . 1	7 . 2 . 28		3			3			3				車
10	塵芥収集車	岐阜800そ23	TPG-FEB80	29 . 2	7 . 2 . 22					6							車

令和6年度 道路運送車両法適用車両一覽
(第2補給処)

目 次

- 1.外注車両諸元等一覧表 (別表第1).....P3
- 2.外注車両整備計画一覧表(別表第2).....P4

外注車両諸元等一覧表

NO	車種	車番	型式	年式	製造会社		E/GNO	車体/NO	MODEL/NO	E/G形式	S/NO
1	乗用車	岐阜303さ6810	6AA-AXVH70	R4.1	トヨタ	カムリ	A25A0999624	AXVH70-1077523	-	A25A-3NM	2310-427-6883-5
2	〃	岐阜302の8584	DBA-L33	30.1	日産	ティアナ	QR25-159387M	L33-114172	-	QR25DE	2310-427-6883-5

外注車両整備計画一覧

No	車種	車番	型式	年式	保安検査有効期限	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1	乗用車	岐阜303さ6810	6AA-AXVH70	4・1	7・1・11									24			
2	〃	岐阜302の8584	DBA-L33	30・1	7・1・16										24		

岐基LPS-V2号
平成13年4月5日

現地外注整備共通仕様書
(道路運送車両法適用除外市販型車両)

航空自衛隊岐阜基地

文書管理情報			
文書管理者: 第2補給処 業務部長	開示	部分開示	不開示
一元的な管理に 責任を有する者: 同上	作成時	○	
分類番号: E-10-124	区分:	1	2 3 4 5 6
作成年月日: 2023.5.25	理由:		
取得年月日:			
保存期間: 特定日以後1年			
保存期間満了日: 未定			
本紙含め: 23枚			
配布先: なし			

目 次

1	総則	3
1.1	適用範囲	3
1.2	用語の定義	3
1.3	引用文書等	4
2	役務に関する要求	5
2.1	一般的要求	5
2.2	整備作業の種類	5
2.3	作業内容	6
2.4	部品・材料	7
2.5	機能・性能	8
3	品質保証等	8
3.1	対象品	8
3.2	かし担保期限	8
3.3	保証	8
3.4	監督・検査	8
4	出荷条件	8
4.1	製品の包装	8
4.2	包装の表示	9
5	その他の指示	9
5.1	提出書類	9
5.2	官給品	9
5.3	附属品・予備品	9
5.4	計測器・試験装置	9
5.5	契約相手方の技術協力	10
5.6	補給の手続き	10
5.7	輸送	10
5.8	安全管理	10
5.9	仕様書の疑義	10
別紙様式第1	車両等作業用紙（一般車両）	11
別紙様式第2	車両等作業用紙（消防車両）	13
別紙様式第3	車両等作業用紙（施設、荷役、その他の車両等）	15
別紙様式第4	車両等員数表	17
別紙様式第5	必要部品及び修理要領明細書	18
別紙様式第6	官給部品使用明細書	20
付紙	官給部品使用明細書作成要領	22
別紙様式第7	修理不能品発生（見込）報告書	23

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	共通仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	現地外注整備共通仕様書 (道路運送車両法適用除外 市販型車両)	岐基LPS-V2号	
		承認年月日	平成13年 4月 5日
		作成年月日	平成13年 4月 5日
		改正年月日	令和 3年 3月15日
			令和 4年 3月 3日
作成部 隊等名	第2補給処業務部管理課		

1 総則

1.1 適用範囲

- a) この仕様書は、岐阜基地が行う道路運送車両法適用除外となっている市販型車両の外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。
- b) この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容とが相違する場合は、個別仕様書に規定する内容を優先する。

1.2 用語の定義

この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は、次による。

1.2.1 参考文書

参考文書とは、当該仕様書に規定した事項を更に理解させるため参考となる文書及び図面をいう。

1.2.2 個別T O等

個別T O等とは、当該車両等に適用する技術指令書（J. T. O.）及び製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。）をいう。

1.2.3 車両等

車両等とは、航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）（以下、“整備基準”という。）の第1-1表に示す車両をいう。

1.2.4 道路運送車両法適用除外車両

道路運送適用除外車両とは、自衛隊の使用する自動車に関する訓令（以下、“訓令”という。）の適用を受ける車両等をいう。

品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）
----	-------------------------------

1.2.5 修理不能

修理不能とは、次の各号の場合をいう。

- a) 車両等本体又は部品単体の修理額が航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）の規定を超える場合
- b) 修理ができない場合
- c) 特に官が規定した場合

1.2.6 監督

監督とは、契約の適正な履行を確保するために契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。

1.2.7 検査

検査とは、調達物品等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し、合格または不合格の判定を行うことをいう。

1.2.8 I検査

I検査とは、整備基準及び車両等検査要項（J. T. O. 36-1-6）（以下、“検査要項”という。）の定期検査手順に基づき“I”の項目について行う点検をいう。

1.2.9 M検査

M検査とは、整備基準及び検査要項の手順に基づき“M”の項目について行う点検をいう。

1.2.10 純正部品

純正部品とは、自動車メーカーが自社のブランドと流通ルートで供給する補修用部品をいう。

1.2.11 優良部品

優良部品とは、部品メーカーが独自ブランドで供給する補修用部品で、一般社団法人日本自動車部品協会の自動車優良部品推奨制度により推奨されたもの又はそれらと同等の品質を有するものをいう。

1.2.12 FAINES

FAINESとは、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下、“整備振興会”という。）の運営する整備関連情報を閲覧可能なシステムをいう。

1.2.13 自動車整備標準作業点数表

自動車整備標準作業点数表とは、整備振興会が各自動車製造会社における車種別の定期点検及び一般整備の標準作業点数を示したものをいう。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容を優先する。

品 名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）
-----	-------------------------------

1.3.1 引用文書

a) 法令等

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（以下，“車両法”という。）

道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）

自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）

自動車の点検及び整備に関する手引き（平成19年運輸省告示第317号）

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）

航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）

b) 技術指令書

航空自衛隊車両等整備基準（J.T.O. 00-10-9）

車両等の塗装及び標識（J.T.O. 36-1-3。以下“塗装及び標識”という。）

車両等検査要項（J.T.O. 36-1-6）

個別T〇等

1.3.2 関連文書

a) 法令等

航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）

航空自衛隊調達規則（JAFR124）

b) 技術指令書

航空自衛隊技術指令書制度（J.T.O. 00-5-1）

航空自衛隊装備品等共通整備基準（J.T.O. 00-10-1）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求

一般的要求は、次による。

a) 整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性及び状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

なお、整備工数等については、FAINES又は自動車整備標準作業点数表を基準とし、設定する。

b) 契約相手方は、車両法第78条に基づく地方運輸局長の認証を受けた事業場でなければならない。

2.2 整備作業の種類

契約相手方の行う整備作業の種類は、次に示すもの以外は、個別仕様書で規定する。

品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）
----	-------------------------------

2.2.1 定期検査

定期検査は、I検査又はM検査を次の工程に従い実施する。

なお、定期検査の結果、訓令の保安基準及び個別仕様書に引用されている個別T〇等に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を監督官及び契約担当官に報告し、承認を得た後 b) 及び c) の作業を実施するものとする。

- a) 定期検査
- b) 分解検査
- c) 修理等

2.2.2 その他の整備

その他の整備は、個別仕様書で規定した作業を実施する。

2.3 作業内容

契約相手方は、個別仕様書で規定された2.2 に示す各工程の作業を、次により実施しなければならない。

2.3.1 定期検査

a) 定期検査は、I検査又はM検査について、検査要項の手順に従い、この仕様書又は個別仕様書に引用する個別T〇等に定める整備基準に基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、規定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認するとともに、結果を整備基準に定める車両等作業用紙に記入するものとする。ただし、車両等作業用紙は、整備基準第1-1表に示す車種区分により次のとおり分類する。

- 1) 車両等作業用紙（一般車両）（別紙様式第1）
- 2) 車両等作業用紙（消防車両）（別紙様式第2）
- 3) 車両等作業用紙（施設、荷役、その他の車両等）（別紙様式第3）

b) 定期検査に先立ち、附属品及び予備品を車両等に備え付けられている車歴簿の附属品・工具員数表により、員数を確認し車両等員数表（別紙様式第4）に記録するものとする。

2.3.2 分解検査

分解検査は、定期検査の結果判明した要修理箇所を、整備するため必要な単位に分解する。また、分解した部品は、この仕様書又は個別仕様書に引用する個別T〇等に定める整備基準に基づき、目視点検、機能点検又は、計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するために必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品・材料（以下、“部品等”という。）を判定する。確認の結果を必要部品及び修理要領明細書（別紙様式第5）に記録するものとする。

なお、分解した部品等は、交換を要する部品等を除き、必要な洗浄度を保持するための処置を行う。

品 名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）
-----	-------------------------------

2.3.3 修理等

契約相手方は、2.3.2で判定された結果に基づき、要修理箇所が規定の性能を発揮するように修復する。その際、監督官の指示により次の作業を行う。

- a) 交換 交換は、2.3.2で交換を要すると判定された部品等を2.4により交換する。交換した部品等は、次の書類に記録する。
 - 1) 官給品の場合：官給部品使用明細書（別紙様式第6）
 - 2) 会社準備品の場合：使用材料を明確にする契約相手方が定めた書類
- b) 加工 加工は、修理のため、要修理品の状態及び特性に応じ最も適した方法で行う。
- c) 組立・調整 組立及び調整は、2.3.2で使用可能品と判定されたもの、又は、a)及びb)により修復した部品等を、車両等の性能を発揮させるため適正な手順及び方法により組み立て、必要に応じ各部位を調整する。
- d) 潤滑 潤滑は、車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ適正量を給油する。

2.3.4 塗装等

- a) 塗装及び標識 塗装及び標識は、個別仕様書で特に指定する場合を除き、塗装及び標識に基づき実施する。
- b) 塗色 塗色は、塗装及び標識による。ただし、部分塗装を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させるものとする。

2.3.5 作業の中止

次に示す場合は、作業を中止し、監督官に申し出て、契約担当官の指示を受けるものとする。

- a) 車両等を修復するために、個別仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合
- b) 当該車両等が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合。ただし、1.2.5 a)に該当する場合は、修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式7）を作成し契約担当官に提出するものとする。

2.4 部品・材料

- a) 整備作業に必要な部品等は、個別仕様書で規定したものを除き契約相手方において準備する。
- b) 部品等は、原則として製造会社の純正部品又は日本自動車部品協会の自動車優良部品推奨制度により推奨された優良部品とする。
- c) a)及びb)において、調達要領指定書に示す部品の割引率を適用させるものとする。
- d) 整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図るものとする。ただし、流用は、同一契約の範囲とする。

品 名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）
-----	-------------------------------

2.5 機能・性能

車両等の機能及び性能は、訓令の保安基準及び個別仕様書に引用されている個別ＴＯ等に適合しなければならない。

3 品質保証等

3.1 対象品

- a) 整備契約装備品等
- b) 前 a) の物品を整備するために使用する業者負担品のうち次に示す品目
 - 1) 修復製品目
 - 2) 非修復製品目のうち概ね単価10万以上で、かつ品質性能が不安定で交換頻度が大なるものについて官が選定した品目
 - 3) 特に官から指示された品目

3.2 かし担保期限

- a) かし担保期限は、整備完成等の納入の日から起算し、契約条項に定める期間とする。
- b) 契約相手方は、2.3により作成した結果等を品質保証資料としてこれらの写しを契約が完了した会計年度の翌年の1月1日から5年間保管し、いつでも参照できる状態にしておかなければならない。

3.3 保証

- a) 車両等の引渡しから引取りまでの一切の保証責任は、契約条項に定める期間とする。
- b) 契約期間中における契約相手方の過失その他により生じた損害は、全て契約相手方の責任となる。

3.4 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官の定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

4 出荷条件

4.1 製品の包装

整備完成の部品等及び返納品で、輸送又は保管のために包装を必要とするものは、完成品及び返納品の状態に応じ適切な包装を実施するものとする。

品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）
----	-------------------------------

4.2 包装の表示

整備完成の部品等及び返納品で包装を行うものについては、包装の見やすい箇所に次の表示を行わなければならない。ただし、それらの性質及び状態等により一部を省略することができる。

- a) 航空自衛隊標識マーク
- b) 品名及び型式
- c) 物品番号
- d) 製造番号
- e) 調達要求番号
- f) 契約番号
- g) 数量
- h) 納入業者
- i) 納入年月日

5 その他の指示

5.1 提出書類

契約相手方は、次の書類を提出しなければならない。ただし、次の a), b) 又は, c) においては、整備基準第 1-1 表に該当する車両等作業用紙とする。

- a) 車両等作業用紙（一般車両）（別紙様式第 1）
- b) 車両等作業用紙（消防車両）（別紙様式第 2）
- c) 車両等作業用紙（施設、荷役、その他の車両等）（別紙様式第 3）
- d) 車両等員数表（別紙様式第 4）
- e) 必要部品及び修理要領明細書（別紙様式第 5）
- f) 官給部品使用明細書（別紙様式第 6）
- g) 使用材料に係る契約相手方の定めた書類
- h) 修理不能品（見込）報告書（別紙様式第 7）
- i) その他契約担当官の指示するもの。

5.2 官給品

官給品の品目、数量、時期及び場所については、個別仕様書で規定する。官給品は原則として官給を受けなければならない。

5.3 附属品・予備品

附属品及び予備品の整備は、個別仕様書で特に規定した場合を除き、原則として整備の対象外とする。

5.4 計測器・試験装置

車両等が要求事項に適合していることを確認するために使用する計測器及び試験装置は、車両法の規定に適合し、既定の性能が維持されていなければならない。

品 名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）
-----	-------------------------------

5.5 契約相手方の技術協力

契約相手方は、官側から次の各号について依頼された場合には、技術協力を実施しなければならない。

- a) 不具合に関する原因，対策及び処置に関する調査検討
- b) 技術的事項に関する資料等の提出又は提示

5.6 補給の手続き

次に示す補給上の手続きについては、監督官及び契約担当官の指示による。

- a) 車両等の受け渡し
- b) 官給品の処置
- c) 交換した旧部品の返納処置
- d) 貸付品の受け渡し

5.7 輸送

契約相手方の事業場と基地等間の輸送は、個別仕様書で規定する場合を除き、官側で実施する。ただし、基地から半径30kmを超える事業場については、契約相手方の負担とする。

5.8 安全管理

契約相手方は、各種試験の実施，危険物及び高圧ガスの製造取り扱い，公害の発生する恐れのあるものの取り扱い並びにその他の作業事故を生起し易い作業について，法令に係るものは当該法令に基づき，その他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき，適切な安全管理を実施しなければならない。

5.9 仕様書の疑義

この仕様書について疑義が生じた場合は，その内容について，監督官の範疇に関する事項については監督官と，検査官の範疇に関する事項については検査官と，その他の契約に関する事項については契約担当官と，それぞれ協議するものとする。

車両等作業用紙 (一般車両)				整備作業チェック記号																															
車種	検査の種類	I: <input type="checkbox"/> , M: <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/>	管理替: ※印	レ	良好	T	締付																												
自動車番号	管理部隊			X	調整	C	清掃																												
開始日付	完了日付			XX	取換	L	給油																												
				XXX	修理	/	適用外																												
				分解したら記号を○で囲む																															
点検項目		記	備考	点検項目		記	備考																												
I. かじ取り装置				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																															
1. ハンドルの操作具合				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																															
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																															
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																															
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				6. リヤ・ホイール・ベアリングのがた																															
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷				IV. 緩衝装置																															
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				1. リーフ・スプリングの損傷 ※																															
7. ホイール・アライメント				2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																															
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																															
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量				(2) スプリング・ブラケットの取付部																															
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				(3) リーフ・スプリング・ピンなど連結部																															
				(4) トルク・ロッド(ラジアス・ロッド)の連結部																															
II. 制動装置				3. コイル・スプリングの損傷																															
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間 ※				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																															
2. ブレーキの効き具合 ※				(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット																															
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※				(2) サスペンションの各連結部のがた																															
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントの																															
5. ブレーキ・ホース及びパイプの濡れ、損傷、取付状態				ダスト・ブーツの亀裂、損傷																															
6. リザーバ・タンクの液量 ※				5. エア・サスペンションのエア漏れ																															
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				6. エア・サスペンションのペローズの損傷																															
8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																															
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																															
10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク				9. ショック・アブソーバの油濡れ及び損傷 ※																															
<table border="1" style="width:100%; text-align: center;"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> </tr> </table>				前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm			後	mm		後	mm			後	mm		後	mm	IV. 動力伝達装置 1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチが切れたときの床板との隙間 (1) クラッチ・ペダルの遊び (2) リリーズ・フォーク先端の遊び (3) クラッチ・ペダルの床板とのすき間 (4) プッシュロッド寸法等			
前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm																						
		後	mm		後	mm			後	mm		後	mm																						
11. ブレーキ・チャンパの機能				2. クラッチの作用																															
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能				3. クラッチ液の量																															
13. ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																															
14. ブレーキ倍力装置の機能				5. トランスミッション、トランスファのオイル量																															
15. ブレーキ・カムの摩耗				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み																															
16. ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部の																															
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗				ダスト・ブーツの亀裂と損傷																															
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた																															
19. バック・プレートの状態				(1) スプライン部の摩耗によるがた																															
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間				(2) 自在継手部の摩耗によるがた																															
21. ブレーキ・パッドの摩耗 *ライニング又はパッドの残厚				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた																															
<table border="1" style="width:100%; text-align: center;"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> </tr> </table>				前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm			後	mm		後	mm			後	mm		後	mm	10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量			
前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm																						
		後	mm		後	mm			後	mm		後	mm																						
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				VI. 電気装置																															
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み				1. スパーク・プラグの状態																															
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				2. 点火時期																															
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗				3. ディストリビュータのキャップの状態																															
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※																															
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能				5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※																															
III. 走行装置				VII. 原動機																															
1. タイヤの状態 ※				1. 低速と加速の状態																															
(1) タイヤの空気圧 (スベア・タイヤ含む)				2. 排気の状態																															
(2) タイヤの亀裂、損傷				<table border="1" style="width:100%; text-align: center;"> <tr> <td>C</td> <td>O</td> <td>%</td> <td>H</td> <td>C</td> <td>ppm</td> <td>黒煙</td> <td>%</td> </tr> </table>				C	O	%	H	C	ppm	黒煙	%																				
C	O	%	H	C	ppm	黒煙	%																												
(3) タイヤの溝の深さ、異常摩耗				3. エア・クリーナ・エレメントの状態																															
* タイヤの溝の深さ				4. エア・クリーナの油の汚れと量																															
<table border="1" style="width:100%; text-align: center;"> <tr> <td>前輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>後輪</td> <td>左</td> <td>前</td> <td>mm</td> <td>右</td> <td>前</td> <td>mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> <td></td> <td>後</td> <td>mm</td> </tr> </table>				前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm			後	mm		後	mm			後	mm		後	mm	5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態			
前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm																						
		後	mm		後	mm			後	mm		後	mm																						
				6. エンジンオイルの濡れ																															

7.燃料漏れ	※		2.ワイパー及びウィンド・ウォッシャの作用	※	
8.ファン・ベルトの緩みと損傷	※		3.デフロスタの作用		
9.冷却水漏れ	※		4.施錠装置の作用		
Ⅷ.ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			5.エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷		
1.メーターリング・バルブの状態			6.マフラの機能		
2.ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			7.火花防止装置の状態		
3.燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			8.エア・タンクの凝水		
4.チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			9.エア・コンプレッサの機能		
5.燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			10.ブレンジャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		
6.触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷			11.非常口の扉の機能		
7.二次空気供給装置の機能			12.車枠、車体の緩みと損傷	※	
8.排気ガス再循環装置の機能			13.連結装置のカブラの機能と損傷		
9.減速時排気ガス減少装置の機能			14.連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		
10.一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			15.シート・ベルトの状態		
Ⅸ.附属装置等			16.開扉発車防止※の機能		
1.ホーン的作用	※		17.シャシ各部の給油脂状態	※	

※印の項目のみであれば整備員欄及び整備隊等の長欄にそれぞれ整備実施者、その所属部隊等の長の署名で可、検査員欄及び整備幹部欄は省略可。

付記又は特記事項

走行距離 Km

速度計	測定速度			km/h	警音器音量			dB	サイレン			dB
	誤差			km/h	近接排気音騒音			dB	定常走行騒音			dB
	指針の振れ			km/h								
横滑量	トーン				mm	制動力	制動初速度					km/h
	トアウト				mm		停止距離					m
							手動					daN
前照灯	規格		カットオフ ・ カットオン照し				制動力	左		右		
	左		右			前輪		daN		daN		
	取付高さ		cm		取付高さ	cm		前後輪	daN		daN	
	光軸	上・下	cm		光軸	上・下		cm		後輪	daN	
		左・右	cm			左・右	cm		後後輪	daN		daN
	光度	主	cd		光度	主	cd		バッテリー	電圧	V	比重
副		cd		副		cd		LLC		%		℃
次回定期検査予定年月						次回定期検査合格見込み			× 不合格			
次回定期検査不具合見込みの理由												
整備員				検査員				整備幹部				
									整備隊等の長			

車両等作業用紙 (消防車両)				整備作業チェック記号																													
車種	検査の種類	I: <input type="checkbox"/> , M: <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/>	管理替: ※印	レ 良好	T 締付																												
自動車番号	管理部隊			× 調整	C 清掃																												
開始日付	完了日付			×× 取換	L 給油																												
				×××修理	/ 適用外																												
点検項目				記	備考																												
I. かじ取り装置																																	
1. ハンドルの操作具合																																	
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※																																	
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み																																	
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷																																	
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷																																	
6. ステアリング・ナックル連結部のがた																																	
7. ホイール・アライメント																																	
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷																																	
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量																																	
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み																																	
II. 制動装置																																	
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間 ※																																	
2. ブレーキの効き具合 ※																																	
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※																																	
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※																																	
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態																																	
6. リザーバ・タンクの液量 ※																																	
7. ブレーキ・マスター・シリンダの機能、摩耗、損傷																																	
8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷																																	
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷																																	
10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク																																	
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>前</td><td>左</td><td>前</td><td>mm</td><td>右</td><td>前</td><td>mm</td><td>後</td><td>左</td><td>前</td><td>mm</td><td>右</td><td>前</td><td>mm</td> </tr> <tr> <td>輪</td><td></td><td>後</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>後</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>後</td><td></td><td>輪</td><td></td> </tr> </table>				前	左	前	mm	右	前	mm	後	左	前	mm	右	前	mm	輪		後		輪		後		輪		後		輪			
前	左	前	mm	右	前	mm	後	左	前	mm	右	前	mm																				
輪		後		輪		後		輪		後		輪																					
11. ブレーキ・チャンパの機能																																	
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能																																	
13. ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり																																	
14. ブレーキ倍力装置の機能																																	
15. ブレーキ・カムとの摩耗																																	
16. ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間																																	
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗																																	
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷																																	
19. バック・プレートの状態																																	
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間																																	
21. ブレーキ・パッドの摩耗 *ライニング又はパッドの表厚																																	
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>前</td><td>左</td><td>前</td><td>mm</td><td>右</td><td>前</td><td>mm</td><td>後</td><td>左</td><td>前</td><td>mm</td><td>右</td><td>前</td><td>mm</td> </tr> <tr> <td>輪</td><td></td><td>後</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>後</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>後</td><td></td><td>輪</td><td></td> </tr> </table>				前	左	前	mm	右	前	mm	後	左	前	mm	右	前	mm	輪		後		輪		後		輪		後		輪			
前	左	前	mm	右	前	mm	後	左	前	mm	右	前	mm																				
輪		後		輪		後		輪		後		輪																					
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷																																	
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み																																	
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間																																	
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗																																	
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷																																	
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能																																	
III. 走行装置																																	
I. タイヤの状態 ※																																	
(1) タイヤの空気圧 (スベア・タイヤ含む)																																	
(2) タイヤの亀裂、損傷																																	
(3) タイヤの溝の深さ、異常摩耗																																	
* タイヤの溝の深さ																																	
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>前</td><td>左</td><td>前</td><td>mm</td><td>右</td><td>前</td><td>mm</td><td>後</td><td>左</td><td>前</td><td>mm</td><td>右</td><td>前</td><td>mm</td> </tr> <tr> <td>輪</td><td></td><td>後</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>後</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>後</td><td></td><td>輪</td><td></td> </tr> </table>				前	左	前	mm	右	前	mm	後	左	前	mm	右	前	mm	輪		後		輪		後		輪		後		輪			
前	左	前	mm	右	前	mm	後	左	前	mm	右	前	mm																				
輪		後		輪		後		輪		後		輪																					
2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																																	
3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																																	
4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																																	
5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																																	
6. リヤ・ホイール・ベアリングのがた																																	
IV. 緩衝装置																																	
1. リーフ・スプリングの損傷 ※																																	
2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																																	
(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																																	
(2) スプリング・ブラケットの取付部																																	
(3) リーフ・スプリング・ピンなど連結部																																	
(4) トルク・ロッド(ラジアス・ロッド)の連結部																																	
3. コイル・スプリングの損傷																																	
4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																																	
(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット																																	
(2) サスペンションの各連結部のがた																																	
(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷																																	
5. エア・サスペンションのエア漏れ																																	
6. エア・サスペンションのベローズの損傷																																	
7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																																	
8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																																	
9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※																																	
V. 動力伝達装置																																	
1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチが切れたときの床板との隙間																																	
(1) クラッチ・ペダルの遊び																																	
(2) リリース・フォーク先端の遊び																																	
(3) クラッチ・ペダルの床板とのすき間																																	
(4) プッシュロッド寸法等																																	
2. クラッチの作用																																	
3. クラッチ液の量																																	
4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																																	
5. トランスミッション、トランスファのオイル量																																	
6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み																																	
7. ドライブ・シャフトのコニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷																																	
8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた																																	
(1) スプライン部の摩耗によるがた																																	
(2) 自在継手部の摩耗によるがた																																	
9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた																																	
10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																																	
VI. 電気装置																																	
1. スパーク・プラグの状態																																	
2. 点火時期																																	
3. ディストリビュータのキャップの状態																																	
4. バッテリのターミナル部の緩みと腐食 ※																																	
5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※																																	
VII. 原動機																																	
1. 低速と加速の状態																																	
2. 排気の状態																																	
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>C O</td> <td>%</td> <td>H C</td> <td>ppm</td> <td>黒煙</td> <td>%</td> </tr> </table>				C O	%	H C	ppm	黒煙	%																								
C O	%	H C	ppm	黒煙	%																												
3. エア・クリーナ・エレメントの状態																																	
4. エア・クリーナの油の汚れと量																																	
5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態																																	
6. エンジンオイルの漏れ																																	

7.燃料漏れ ※		2. 補助発電機用エンジン	オイルレベル、マグネット、キャブレター、スパーク・プラグ、エア・クリーナ、燃料フィルタ、ガバナー、エンジン・コンプレッション ※
8.ファン・ベルトの緩みと損傷 ※			
9.冷却水漏れ ※			
Ⅷ.ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			
1.メーターリング・バルブの状態			
2.ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			
3.燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			
4.チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			
5.燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			
6.触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷			
7.二次空気供給装置の機能		3. フォーム・ハンド・ライン	室内灯、バルブ、ホース、
8.排気ガス再循環装置の機能		フォーム・ホース・リール	ノズル、リール・モーター ※
9.減速時排気ガス減少装置の機能		4. 補助消火装置	C・B消火装置、粉末消火装置 ※
10.一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態		5. ブースタ・ヒーター	※配管、加温装置、3方コック、サーモスタット、燃料フィルタ ※
Ⅸ.附属装置等			
1.ホーン的作用 ※		6. 水タンク	各接続部、タンク部、水量、ストレーナ、タンク・ユニット ※
2.ワイパー及びウィンド・ウォッシャ的作用 ※		7. フォーム装置	漏えい、ロック、プロポーショナ ※
3.デフロスタ的作用		8. 主水ポンプ装置	取付、締付、グランド・パッキン、ギヤー・ボックス、パキューム・ポンプ、ハイドロリック・ポンプ、リリーフ・バルブ、ストレーナ ※
4.施錠装置的作用		9. ハイドリック・オイル・タンク	油量、交換 ※
5.エキゾースト・パイプ、マフラー等の取り付けの緩みと損傷		10. ターレット	取付部、各操作機構、電磁弁、作動油圧機構、旋回、上下動、切替装置 ※
6.マフラーの機能		11. 自衛ノズル	機能、漏えい、ノズルフィルタ ※
7.火花防止装置の状態		12. 各配管部	締付、漏えい
8.エア・タンクの凝水		13. 電磁クラッチ	取付、作動
9.エア・コンプレッサの機能		14. 各ライト類	作動、サイレン等 ※
10.プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		15. 運転室内各計器	作動 ※
11. 非常口の扉の機能		16. 搭載工具類	※
12. 車枠、車体の緩みと損傷 ※			
13. 連結装置のカブラの機能と損傷			
14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷			
15. シート・ベルトの状態			
16. 開扉発車防止装置の機能			
17. シヤシ各部の給油脂状態 ※			
Ⅹ.消防車阿特殊装置			
1. 補助発電機	取付、制御盤、レギュレータ、メーター、リレー、コンピュータ、ブレン ※		

※印の項目のみであれば整備員欄及び整備隊等の長欄にそれぞれ整備実施者、その所属部隊等の長の署名で可、検査員欄及び整備幹部欄は省略可。

付記又は特記事項

走行距離 Km

速度計	測定速度	km/h	警音器音量	サイレン	dB	
	誤差	km/h		近接排気音騒音	dB	
	指針の振れ	km/h				
換滑量	トイン	mm	制動力	制動初速度	km/h	
	トアウト	mm		停止距離	m	
前照灯	規格	カットオフ ・ カットオン照し		手動	daN	
	左		右	左	右	
	取付高さ	cm	取付高さ	前輪	daN	
	光軸	上・下	cm	上・下	cm	daN
	光軸	左・右	cm	左・右	cm	daN
	光度	主	cd	主	cd	daN
	副	cd	副	cd	daN	
			バッテリー	電圧	V	
			L L C		%	
				比重	℃	
次回定期検査予定年月		次回定期検査合格見込み		× 不合格		
次回定期検査不具合見込みの理由						
整備員		検査員		整備幹部	整備隊等の長	

車両等作業用紙 (施設、荷役、その他の車両等)				整備作業チェック記号																															
車種	検査の種類	I: <input type="checkbox"/> , M: <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/>	管理替: ※印	レ 良好	T 締付																														
自動車番号	管理部隊			X 調整	C 清掃																														
開始日付	完了日付			XX 取換	L 給油																														
				XXX 修理	/ 適用外																														
				分解したら記号を○で囲む																															
点検項目		記	備考	点検項目		記	備考																												
I. かじ取り装置				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																															
1. ハンドルの操作具合				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																															
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																															
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																															
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				6. リヤ・ホイール・ベアリングのがた																															
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷				IV. 緩衝装置																															
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				1. リーフ・スプリングの損傷 ※																															
7. ホイール・アライメント				2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																															
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																															
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量				(2) スプリング・ブラケットの取付部																															
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				(3) リーフ・スプリング・ピンなど連結部																															
				(4) トルク・ロッド(ラジマス・ロッド)の連結部																															
II. 制動装置				3. コイル・スプリングの損傷																															
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間 ※				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																															
2. ブレーキの効き具合 ※				(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット																															
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※				(2) サスペンションの各連結部のがた																															
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントの																															
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				ダスト・ブーツの亀裂、損傷																															
6. リザーバ・タンクの液量 ※				5. エア・サスペンションのエア漏れ																															
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				6. エア・サスペンションのベローズの損傷																															
8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																															
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				8. エア・サスペンションのレバリング・バルブの機能																															
10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク				9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※																															
<table border="1" style="width:100%; text-align: center;"> <tr> <td>前</td><td>左</td><td>前</td><td>mm</td><td>右</td><td>前</td><td>mm</td><td>後</td><td>左</td><td>前</td><td>mm</td><td>右</td><td>前</td><td>mm</td> </tr> <tr> <td>輪</td><td></td><td>後</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>後</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>後</td><td></td><td>輪</td><td></td> </tr> </table>				前	左	前	mm	右	前	mm	後	左	前	mm	右	前	mm	輪		後		輪		後		輪		後		輪		V. 動力伝達装置 1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチが切れたときの床板との隙間 (1) クラッチ・ペダルの遊び (2) レリーズ・フォーク先端の遊び (3) クラッチ・ペダルの床板とのすき間 (4) プッシュロッド寸法等			
前	左	前	mm	右	前	mm	後	左	前	mm	右	前	mm																						
輪		後		輪		後		輪		後		輪																							
11. ブレーキ・チャンパの機能				2. クラッチの作用																															
12. ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能				3. クラッチ液の量																															
13. ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																															
14. ブレーキ倍力装置の機能				5. トランスミッション、トランスファのオイル量																															
15. ブレーキ・カム of 摩耗				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み																															
16. ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部の																															
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗				ダスト・ブーツの亀裂と損傷																															
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた																															
19. バック・プレート of 状態				(1) スプライン部の摩耗によるがた																															
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間				(2) 自在継手部の摩耗によるがた																															
21. ブレーキ・パッドの摩耗 *ライニング又はパッドの残厚				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた																															
<table border="1" style="width:100%; text-align: center;"> <tr> <td>前</td><td>左</td><td>前</td><td>mm</td><td>右</td><td>前</td><td>mm</td><td>後</td><td>左</td><td>前</td><td>mm</td><td>右</td><td>前</td><td>mm</td> </tr> <tr> <td>輪</td><td></td><td>後</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>後</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>後</td><td></td><td>輪</td><td></td> </tr> </table>				前	左	前	mm	右	前	mm	後	左	前	mm	右	前	mm	輪		後		輪		後		輪		後		輪		10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量			
前	左	前	mm	右	前	mm	後	左	前	mm	右	前	mm																						
輪		後		輪		後		輪		後		輪																							
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				VI. 電気装置																															
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み				1. スパーク・プラグの状態																															
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				2. 点火時期																															
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗				3. ディストリビュータのキャップの状態																															
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※																															
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能				5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※																															
III. 走行装置				VII. 原動機																															
1. タイヤの状態 ※				1. 低速と加速の状態																															
(1) タイヤの空気圧 (スペア・タイヤ含む)				2. 排気の状態																															
(2) タイヤの亀裂、損傷				<table border="1" style="width:100%; text-align: center;"> <tr> <td>C</td><td>O</td><td>%</td><td>H</td><td>C</td><td>ppm</td><td>黒煙</td><td>%</td> </tr> </table>				C	O	%	H	C	ppm	黒煙	%																				
C	O	%	H	C	ppm	黒煙	%																												
(3) タイヤの溝の深さ、異常摩耗				3. エア・クリーナ・エレメントの状態																															
* タイヤの溝の深さ				4. エア・クリーナの油の汚れと量																															
<table border="1" style="width:100%; text-align: center;"> <tr> <td>前</td><td>左</td><td>前</td><td>mm</td><td>右</td><td>前</td><td>mm</td><td>後</td><td>左</td><td>前</td><td>mm</td><td>右</td><td>前</td><td>mm</td> </tr> <tr> <td>輪</td><td></td><td>後</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>後</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>後</td><td></td><td>輪</td><td></td> </tr> </table>				前	左	前	mm	右	前	mm	後	左	前	mm	右	前	mm	輪		後		輪		後		輪		後		輪		5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態			
前	左	前	mm	右	前	mm	後	左	前	mm	右	前	mm																						
輪		後		輪		後		輪		後		輪																							
				6. エンジンオイルの漏れ																															

7.燃料漏れ	※			X.施設、荷役、その他の車両等			
8.ファン・ベルトの緩みと損傷	※			1.キャリッジ	※		
9.冷却水漏れ	※			2.操作レバー - リフト、チルト	※		
VII.ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置				3.チェーン - リフト、ドライブ	※		
1.メーターリング・バルブの状態				4.ケーブル - ウインチ、ホイスト	※		
2.ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷				5.シリンダ - リフト、チルト	※		
3.燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷				6.油圧ポンプ	※		
4.チャコール・キャニスタの詰まりと損傷				7.一般漏えい - 油、水、空気	※		
5.燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェック・バルブの損傷				8.旋回機構			
6.触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷				9.マスト本体、ブーム			
7.二次空気供給装置の機能				10.安全クラッチ、減速機構	※		
8.排気ガス再循環装置の機能				11.ドラム	※		
9.減速時排気ガス減少装置の機能				12.昇降機構	※		
10.一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態				13.コンミュテータ、ブラシ	※		
IX.附属装置等				14.コントローラ	※		
1.ホーン的作用	※			15.パワー・テーク・オフ	※		
2.ワイパー及びウィンド・ウォッシャ的作用	※			16.索導器	※		
3.デフロスタ的作用				17.クレーン・アタッチメント	※		
4.旋錠装置的作用				18.キャタピラ	※		
5.エキゾーストパイプ、マフラー等の取付けの緩みと損傷				19.排土板、スクレーパ	※		
6.マフラーの機能				20.フィフス・ホイール	※		
7.火花防止装置の状態				21.補助脚	※		
8.エア・タンクの凝水				22.キング・ピン-摩耗、破損、カップラ結合箇所	※		
9.エア・コンプレッサの機能				XI. かく座機収容器材、100tオールテレーンクレーン			
10.プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能				1.操向装置	※		
11.非常口の扉の機能				2.操向アライメント			
12.車枠、車体の緩みと損傷	※			3.クレーン・エンジン	※		
13.連結装置のカブラの機能と損傷				4.クレーン電気系統	※		
14.連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷				5.補助脚	※		
15.シート・ベルトの状態				6.通話装置	※		
16.開扉発車防止装置の機能							
17.シャシ各部の給油脂状態	※						

署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。

付記又は特記事項

走行距離 Km

速度計	測定速度	km/h	警音器音量	dB	サイレン	dB			
	誤差	km/h	近接排気音騒音	dB	定常走行騒音	dB			
	指針の振れ	km/h							
横滑量	トーイン	mm	制動力	制動初速度	km/h				
	トーアウト	mm		停止距離	m				
前照灯	規格	カットオフ ・ カットオン照し		手動	daN				
		左		右					
	取付高さ	cm		取付高さ	cm	前輪	daN	daN	
	光軸	上・下		cm	光軸	上・下	cm	前後輪	daN
		左・右	cm	左・右		cm	後輪	daN	daN
	光度	主	cd	光度	主	cd	前後輪	daN	daN
副		cd	副		cd	バッテリー	電圧	V	比重
				LLC		%	℃		

次回定期検査予定年月	次回定期検査合格見込み	× 不合格	
次回定期検査不具合見込みの理由			
整備員	検査員	整備幹部	整備隊等の長

必要部品及び修理要領明細書

調達要求番号

契約番号

物品番号

品名(型式)

一連番号

適用技術図書

No

発刊

年

月

日

会社名

監督官名

確認年月日

注：適用技術図書は本表作成に使用したT Oのみ記載する。

官給部品使用明細書		提出会社 作成者		監督官等 確認		提出 番号		頁	
調達要求番号		契約品名		明細書作成対象品名・数量					
契約番号(年月日)									
項目 番号	物品番号	部品番号	品名	単位	数量	単価	金額	備考	

記入要領については、付紙のとおり。

官給部品使用明細書作成要領

- 1 官給部品使用明細書作成要領（以下、「明細書」という。）は、契約書の官給部品表に記載されている品目ごとに作成し監督官の承認を得るものとする。
- 2 様式は、別紙様式第6とし（1頁目は6-1、2頁目は6-2を使用）記入要領は、次による。
 - (1) 「提出会社」
契約相手方の会社名を記入する。
 - (2) 「作成者」
契約書に記載された代表者名を記入する。
 - (3) 「提出番号」
同一の契約における提出回数を記入する。
 - (4) 「頁」
頁番号及び総頁数を記入する。
 - (5) 「調達要求番号」「契約品名」「契約番号（年月日）」
契約書に記載された調達要求番号、契約品名、契約番号及び契約年月日を記入する。
 - (6) 「明細書作成対象品名・数量」
官給部品表に記載された品名のうち、当該明細書作成の対象とした品名及数量を記入する。
 - (7) 「項目番号」
表に記入する官給部品について一連の番号を記入する。
 - (8) 「物品番号」「部品番号」「品名」「単位」「単価」
官給部品表に記載されている物品番号、部品番号、品名、単位及び単価を記入する。
なお、官給部品表に記載されていない場合は担当者にお問い合わせたうえ記入する。
 - (9) 「数量」
当該契約のうち対象品目に使用した官給部品の数量を記入する。
 - (10) 「金額」
数量×単価で算出した金額を記入する。
 - (11) 「備考」
その他、参考となる事項を記入する。

修理不能品発生（見込）報告書

航空自衛隊

部隊名

契約担当官殿

住所

会社名

代表者名

調達要求番号		数量	
契約番号		金額	
契約年月日		納期	
品名			

上記について、修理限度額超過が見込まれますので、指示されたく報告します。

監督官確認

年月日

階級

氏名

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	単1
	調達要求年月日	令和6年4月3日
	作成部隊等名	第2補給処業務部管理課整備班
	作成年月日	令和6年4月15日
品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）	
仕様書番号	岐基LPS-V2号	

車両部品割引率一覧表

No.	規格	割引率 (%)	備考
1	トヨタ純正部品	17.0%	
2	日産純正部品	17.0%	
3	UDトラック純正部品	10.0%	
4	三菱自動車（小型）純正部品	17.0%	
5	三菱ふそう（大型）純正部品	14.0%	
6	日野純正部品	18.0%	
7	いすゞ純正部品	19.0%	
8	一般優良部品	58.0%	付紙第1による

一般優良部品一覧表

品名	指定銘柄	備考
ファンベルト	三ツ星ゴム、横浜ゴム、東海ゴム、ブリジストンタイヤ、坂東調査ゴム、高砂ゴム、純正各社	
スパークプラグ	日本特殊陶業、日立製作所、日本電装、純正各社	
ランプ	小糸電気、生井工業、市川製作所、市金製作所、鈴木用品、山口部品、井上化学、大同用品、スタンレー電気、ライフ電球、東芝電気、純正各社	
ミラー	〃	
ライト	小糸電気、生井工業、市川製作所、市金製作所、鈴木用品、白光舎、大同用品、純正各社	
ワイパー	朝日製作所、田中計器、三ツ葉電気、マルエス製作所、生井工業、自動車電気、純正各社	
ホーン	今仙電気、丸八電気、三ツ葉電気、宮本警報器、日本電装、純正各社	
方向指示器	アプロ工業、新日邦、純正各社	
ボールベアリング(専用除く)	日本精工、東洋ベアリング、光洋精工、不二越鋼材、東京ベアリング、大阪ベアリング、純正各社	
ガラス	旭ガラス、日本板硝子、石塚特殊硝子、藤原工業、セントラル硝子、純正各社	
ライニング(リベットを含む)	東京石綿、曙ブレーキ工業、日清紡績、朝日石綿、三好石綿、久我石綿、日本アスベスト、日伸製作所、日本ブレーキライニング、純正各社	三菱ふそうトラック・バス、日野、UDトラックスを除く
フェーシング	東京石綿、曙ブレーキ工業、日清紡績、朝日石綿、三好石綿、久我石綿、日本アスベスト、日伸製作所、純正各社	〃
エキゾーストパイプ	泰精板鉄工所、宝栄工業、曙機械、神谷プレス、東京シャリング、純正各社	〃
マフラー	泰精板鉄工所、宝栄工業、曙機械、神谷プレス、東京シャリング、大栄鉄工所、市川金属工業、純正各社	〃
コイル	日本電装、特殊変圧器、日立製作所、阪神変圧器、純正各社	いすゞ、トヨタ、日野、UDトラックスを除く
エレメント	東洋エレメント、東京漏器、土屋製作所、国産機器、日本漏過器、日本化工、山信工業、星野工業、ピーコックエレメント、純正各社	紙製の燃料オイルエアフィルターのみ ただしいすゞV010-13240-001(三菱ふそうトラック・バス、日野、UDトラックスを除く)

令和6年度 道路運送車両法適用除外車両一覧
(第2補給処)

目 次

- 1.外注車両諸元等一覧表(適用除外車両)(別表第1).....P3-4
- 2.外注車両整備計画一覧表(適用除外車両)(別表第2).....P5

外注車両諸元等一覧表(適用除外車両)

NO	車種	車番	型式	年式	製造会社		車体/NO	MODEL/NO	E/G形式	E/GNO
1	業務車1号	45-2579	DAA-NKE165G	R1.10	トヨタ	カローラフィールダー	NKE165-7225460	-	1NZ-1LM	1NZR-819643
2	"	45-2584	6AA-NKE165G	R3.2	"	"	NKE165-7241341	-	1NZ	1NZ9243298
3	"	45-2596	"	R5.2	"	"	NKE165-7267271	-	1NZ-1LM	1NZ9460206
4	"	45-2243	UA-WTP12	16.3	日産	プリメーラ	WTP12-062817	TDAAREZP12EDA	QR20	QR20-442393
5	"	45-2274	UA-W11	17.3	"	アベニール	W11-523184	TATARFAW11EDA-B	QG18	QG18-224990
6	"	45-2275	"	"	"	"	W11-523194	"	"	QG18-224992
7	"	45-2462	DBA-JY12	22.1	"	ウイングロード	JY12-028955	TDSARHWY12EDAJ--A	MR18DE	MR18-126225A
8	"	45-2463	"	"	"	"	JY12-028960	"	"	MR18-126274A
9	"	45-2464	"	"	"	"	JY12-028961	"	"	MR18-126275A
10	"	45-2465	"	"	"	"	JY12-028965	"	"	MR18-126403A
11	業務車1号(4×4)警務用	45-1093	CBF-VNW11	19.2	"	エキスパート	VNW11-540876	YATNREAW11E	QG18	QG18-284773
12	トラック1/4t4×4小型業務車	45-3746	KR-HDJ101K	17.2	トヨタ	ランドクルーザ	HDJ101-0027079	KR-HDJ101K-RNAGZ	1HD	1HD-0274612
13	"	45-3967	DBA-NT31	22.2	日産	X-トレイル	NT31-060699	TDRNREZT31GZAB-AA	MR20	MR20-896687A
14	"	45-3968	"	"	"	"	NT31-060700	"	"	MR20-896685A
15	"	45-3969	"	"	"	"	NT31-060701	"	"	MR20-896686A
16	"	45-3971	"	"	"	"	NT31-060703	"	"	MR20-897065A
17	"	45-3972	"	"	"	"	NT31-060717	"	"	MR20-897067A
18	"	45-3973	"	"	"	"	NT31-060718	"	"	MR20-896051A
19	"	45-3974	"	"	"	"	NT31-060719	"	"	MR20-896047A
20	1/2tトラック	45-7599	V16	21.9	三菱	パジェロ	V16-7300282	V16-BBRSFA	4M40	4M40-HL4408
21	トラック2t4×2カーゴ	46-3976	U-SW2S41	6.2	日産デ	コンドル	W2S41-003161	SVW2SBFS410DLK	BD30	BD30-021589
22	"	46-4038	KK-FE70CB	16.3	三菱ふ	キャンター	FE70CD-506957	-	4D33	4D33-J84692
23	"	46-4069	PDG-FE70B	20.3	"	"	FE70B-541020	PDG-FE70B	4M42	4M42-A57289
24	"	46-4083	BGX-XZU504M	22.2	日野	デュトロ	XZU504-0003537	BKG-XZU504M-TQMMF3	N04C	N04C-0012608
25	"	46-4084	"	"	"	"	XZU504-0003538	"	"	N04C-0012609
26	"	46-4085	"	"	"	"	XZU504-0003539	"	"	N04C-0012610

外注車両諸元等一覧表(適用除外車両)

NO	車種	車番	型式	年式	製造会社		車体/NO	MODEL/NO	E/G形式	E/GNO
27	トラック21/2t4×2カーゴ	46-5174	BKG-FD7JGYA	22.2	日野	レンジャー	FD7JGY-12112	-	J07E	J07E-TJ17183
28	"	46-5175	"	"	"	"	FD7JGY-12116	-	"	J07E-TJ17193
29	"	46-5176	"	"	"	"	FD7JGY-12117	-	"	J07E-TJ17200
30	"	46-5177	"	"	"	"	FD7JGY-12122	-	"	J07E-TJ17216
31	"	46-5178	"	"	"	"	FD7JGY-12123	-	"	J07E-TJ17214
32	"	46-5179	"	"	"	"	FD7JGY-12128	-	"	J07E-TJ17228
33	"	46-5180	"	"	"	"	FD7JGY-12129	-	"	J07E-TJ17232
34	"	46-5181	"	"	"	"	FD7JGY-12130	-	"	J07E-TJ17237
35	トラック21/2t4×4カーゴ	46-6411	FTS34F4	13.3	いすゞ	フォワード	FTS34F4-7000011	FTS1FC	81L	6HK1-813617
36	業務車2号(緊急用)	46-7021	CXM60CT	R4.3	いすゞ	ギガ	CXM60CT-7000118	-	6NX1	3949
37	有線整備車	46-9844	BDG-XZU508V	22.2	トヨタ	ダイナ	XZU508-00070067	BDG-XZU508V-RRMMA	N04C	N04C-0007067
38	ユーティリティ整備車	47-9235	CBF-VR2E26	R1.10	日産	キャラバン	VR2E26-123696	-	QR20	-
39	救急車	48-1704	CBF-THR221S	22.1	トヨタ	ハイエース	TRH221-0019376	-	2TR-FE	2TR-0855202
40	高規格救急車	48-1753	3BF-TRH226S	R3.2	"	"	TRH226-0022675	-	2TR	2TR2313350
41	小型人員輸送車	48-2010	BE640E	27.3	三菱ふ	ローザ	BE640E-210021	-	4P10	4P10-B58541
42	トラック4×4ダンプ中型	47-2354	ADG-CF4XL	22.1	UD	-	CF4XL-30082	ADG-01CF4B	GE13	GE13-610966A
43	給食運搬車(1号)	46-2362	NJR85AN	30.3	いすゞ	エルフ	NJR85-7065374	-	4JJ1	4JJ1-3J0696
44	給食運搬車(2号)	46-2346	ADF-VWME25	22.1	日産	キャラバン	VWME25-156975	-	ZD30DDTi	ZD30DDTi-236810
45	トラック3/4t(バン型)	46-3028	CBF-VR2E26	R1.10	日産	キャラバン	VR2E26-123677	-	QR20	-
46	"	46-3029	"	R3.1	日産	キャラバン	VR2E26-131547	-	QR20	QR20-012413
47	トラック4t(ウイングバン)I型	46-9652	KK-FK61HKX	15.3	三菱ふ	ファイター	FK61HKX-760503	-	6M61	6M61-50001
48	バリヤ作業車	47-9125	NPR85AR	21.2	いすゞ	エルフ	NPR85-7018661	-	4JJ1	4JJ1-844178
49	武装作業車	46-2510	KC-LY131	11.1	トヨタ	-	LY131-0009391	-	3L	3L-4688339

外注車両整備計画一覧表(適用除外車両)

No	車種	車番	型式	年式	保安検査有効期限	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1	業務車1号	45-2579	DAA-NKE165G	R1 . 10	6 . 9 . 31						M保						I
2	"	45-2584	6AA-NKE165G	R3 . 2	8 . 1 . 31				I						M		
3	"	45-2596	"	R5 . 2	8 . 2 . 15		I						M				
4	"	45-2243	UA-WTP12	16 . 3	7 . 12 . 31			I						M			
5	"	45-2274	UA-W11	17 . 3	6 . 8 . 31					M保							I
6	"	45-2275	"	17 . 3	6 . 12 . 31		I						M保				
7	"	45-2462	DBA-JY12	22 . 1	6 . 11 . 30		I						M保				
8	"	45-2463	"	22 . 1	6 . 6 . 30			M保						I			
9	"	45-2464	"	22 . 1	6 . 8 . 31					M保							I
10	"	45-2465	"	22 . 1	6 . 5 . 31		M保							I			
11	業務車1号(4×4)警務用	45-1093	CBF-VNW11	19 . 2	6 . 7 . 31				M保								I
12	トラック1/4t4×4小型業務車	45-3746	KR-HDJ101K	17 . 2	6 . 7 . 31				M保								I
13	"	45-3967	DBA-NT31	22 . 2	6 . 12 . 31			I						M保			
14	"	45-3968	"	22 . 2	7 . 1 . 31				I						M保		
15	"	45-3969	"	22 . 2	6 . 8 . 31					M保							I
16	"	45-3971	"	22 . 2	6 . 11 . 30		I						M保				
17	"	45-3972	"	22 . 2	7 . 1 . 31				I						M保		
18	"	45-3973	"	22 . 2	6 . 10 . 31					M保							I
19	"	45-3974	"	22 . 2	6 . 6 . 30			M保						I			
20	1/2tトラック	45-7599	V16	21 . 9	6 . 8 . 31					M保							I
21	トラック2t4×2カーゴ	46-3976	U-SW2S41	6 . 2	6 . 10 . 31						M保						I
22	"	46-4038	KK-FE70CB	16 . 3	7 . 10 . 31	I						M					
23	"	46-4069	PDG-FE70B	20 . 3	7 . 12 . 31		I						M				
24	"	46-4083	BGX-XZU504M	22 . 2	7 . 7 . 31				M						I		
25	"	46-4084	"	22 . 2	7 . 8 . 31					M							I
26	"	46-4085	"	22 . 2	7 . 12 . 31			I						M			

凡例:I=6か月検査 M=12か月検査 M保=保安検査前点検(24か月検査)

外注車両整備計画一覧表

No	車種	車番	型式	年式	保安検査有効期限	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
27	トラック2 1/2t4×2カーゴ	46-5174	BKG-FD7JGYA	22 . 2	7 . 7 . 31				M						I		
28	〃	46-5175	〃	22 . 2	7 . 12 . 31			I						M			
29	〃	46-5176	〃	22 . 2	7 . 6 . 30			M						I			
30	〃	46-5177	〃	22 . 2	7 . 6 . 30			M						I			
31	〃	46-5178	〃	22 . 2	7 . 9 . 30						M						I
32	〃	46-5179	〃	22 . 2	7 . 5 . 31		M						I				
33	〃	46-5180	〃	22 . 2	7 . 11 . 30		I						M				
34	〃	46-5181	〃	22 . 2	7 . 9 . 30						M						I
35	トラック2 1/2t4×4カーゴ	46-6411	FTS34F4	13 . 3	6 . 10 . 31						M保						I
36	トラック8t(ウイングバン)	46-7021	CXM60CT	R4 . 3	8 . 2 . 28					I							M
37	有線整備車	46-9844	BDG-XZU508V	22 . 2	7 . 1 . 31				I						M		
38	ユーティリティ整備車	47-9235	CBF-VR2E26	R1 . 10	6 . 12 . 31		I						M保				
39	救急車	48-1704	CBF-TRH221S	22 . 1	7 . 10 . 31	I						M					
40	高規格救急車	48-1753	3BF-TRH226S	R3 . 2	7 . 1 . 31				I						M保		
41	小型人員輸送車	48-2010	三菱BE640E	27 . 3	6 . 11 . 30		I						M保				
42	トラック4×4ダンプ中型	47-2354	ADG-CF4XL	22 . 1	6 . 1 . 31		I						M				
43	給食運搬車(1号)	46-2362	NJR85AN	30 . 3	8 . 2 . 28					I							M
44	給食運搬車(2号)	46-2346	ADF-VWME25	22 . 1	7 . 12 . 31			I						M			
45	トラック3/4t(バン型)	46-3028	CBF-VR2E26	R1 . 10	6 . 12 . 31	I						M保					
46	トラック3/4t(バン型)	46-3029	CBF-VR2E26	R3 . 1	6 . 12 . 30	I						M保					
47	トラック4t(ウイングバン)I型	46-9652	KK-FK61HKX	15 . 3	7 . 2 . 28					I							M保
48	バリヤ作業車	47-9125	NPR85AR	21 . 2	8 . 1 . 31				I						M		
49	武装作業車	46-2510	KC-LY131	11 . 1	6 . 7 . 31			M保						I			

凡例:I=6か月検査 M=12か月検査 M保=保安検査前点検(24か月検査)

令和6年度 道路運送車両法適用除外車両一覧
(中部高射群第2整備補給隊)

目 次

- 1.外注車両諸元等一覧表 (別紙第1).....P3
- 2.外注車両整備計画一覧表(別紙第2).....P4

外注車両諸元一覧表

No.	車種	車番	年式	型式	規格	シャシNo.	EG型式	EG番号	長さ	高さ	幅	車両重量	前軸重	後軸重	総重量
1	業務車1号	45-2224	H16.02	UA-WTP12	日産	062608	QR20	435122	4675	1480	1760	1350	820	530	1750
2	業務車1号	45-2466	H21.12	DBA-JY12	日産	028968	MR18DE	126411	4415	1505	1695	1240	730	510	1640
3	1/2tトラック	45-7572	H19.11	V16BBRSFA	三菱	7100481	4M40	HJ1247	4140	1970	1765	1950	1090	1340	2430
4	1/4t4×4小型業務車	45-3719	H16.02	KR-HDJ101K	トヨタ	0026303	1HD	0255125	4890	1860	1940	2490	1400	1090	3090
5	1/4t4×4小型業務車	45-3720	H16.02	KR-HDJ101K	トヨタ	0026306	1HD	0255170	4890	1860	1940	2490	1400	1090	3090
6	1/4t4×4小型業務車	45-3799	H20.12	CBA-TNT31	日産	006871	QR25	749592	4590	1685	1785	1530	890	640	1930
7	1/4t4×4小型業務車	45-3945	H21.11	DBA-NT31	日産	060569	MR20	894381	4590	1685	1785	1500	860	640	1900
8	1/4t4×4小型業務車	45-3975	H21.11	DBA-NT31	日産	060720	MR20	896045	4590	1685	1785	1500	860	640	1900
9	1/4t4×4小型業務車	45-3976	H21.11	DBA-NT31	日産	060721	MR20	897223	4590	1685	1785	1500	860	640	1900
10	1/4t4×4小型業務車	45-3977	H21.11	DBA-NT31	日産	060722	MR20	896951	4590	1685	1785	1500	860	640	1900
11	1/4t4×4小型業務車	45-4313	H21.11	DBA-NT31	日産	060911	MR20	898300	4590	1685	1785	1500	860	640	1900
12	2 ¹ / ₂ t4×2カーゴ	46-5123	H17.03	PB-FD7JGFA	いすゞ	10245	J07E	14630	6765	2790	2220	3900	2055	1845	7940
13	2 ¹ / ₂ t4×4カーゴ	46-6445	H22.02	PDG-FTS34S2	いすゞ	7000069	6HK1	488920	6730	3055	2470	6185	3190	2995	11425
14	2 ¹ / ₂ t4×4カーゴ	46-6482	H25.02	QKG-FTS34S2	いすゞ	7000142	6HK1	637545	6700	3070	2480	6380	3245	3130	11620
15	2 ¹ / ₂ t4×4カーゴ	46-6483	H25.02	QKG-FTS34S2	いすゞ	7000143	6HK1	637648	6700	3070	2480	6380	3245	3130	11620
16	3 ¹ / ₂ tトラック	46-8616	H30.07	SKW477	いすゞ	7003537	6UZ1	638561	7150	3190	2485	8540	4240	4300	14700
17	3 ¹ / ₂ tトラック	46-8508	H23.12	SKW476	いすゞ	7004216	6UZ1	443737F	7150	3180	2485	8490	3850	4130	14650
18	小型人員輸送車	48-2009	H27.03	TPG-BE640E	三菱	210019	4P10	B58543	6245	2645	2010	3670	1730	1940	5670

外注車両整備計画一覧表

所属	車種	車番	型式	年式	車齢	車検有効期限	1四			2四			3四			4四			備考
							4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1	2整 業務車1号	45-2224	UA-WTP12	H16.02	20	R8.1.31				I						M			I=6か月検査 M=12か月検査 M保=保安検査前点検 (24か月検査)
2	2整 業務車1号	45-2466	DBA-JY12	H21.12	14	R6.10.31	I					M保							
3	2指 1/2tトラック	45-7572	V16BRSFA	H16.02	20	R6.10.31	I					M保							
4	2指 1/4t4×4小型業務車	45-3719	KR-HDJ101K	H16.02	20	R7.12.31			I					M					
5	2整 1/4t4×4小型業務車	45-3720	KR-HDJ101K	H16.02	20	R8.1.31				I					M				
6	2整 1/4t4×4小型業務車	45-3799	CBA-TNT31	H20.12	15	R8.1.31				I					M				
7	2整 1/4t4×4小型業務車	45-3945	DBA-NT31	H21.11	14	R6.10.31	I					M保							
8	2指 1/4t4×4小型業務車	45-3975	DBA-NT31	H21.11	14	R6.11.30		I					M保						
9	2整 1/4t4×4小型業務車	45-3976	DBA-NT31	H21.11	14	R6.11.30		I					M保						
10	2整 1/4t4×4小型業務車	45-3977	DBA-NT31	H21.11	14	R6.11.30		I					M保						
11	2指 1/4t4×4小型業務車	45-4313	DBA-NT31	H21.11	14	R6.12.31			I					M保					
12	2指 2/2t4×2カーゴ	46-5123	PB-FD7JGFA	H17.03	19	R7.2.28				I					M保				
13	2整 2/2t4×4カーゴ	46-6445	PDG-FTS34S2	H22.02	14	R7.12.31			I					M					
14	2指 2/2t4×4カーゴ	46-6482	QKG-FTS34S2	H25.02	11	R6.12.31				I				M保					
15	2整 2/2t4×4カーゴ	46-6483	QKG-FTS34S2	H25.02	11	R6.12.31			I					M保					
16	2整 3/2tトラック	46-8508	SKW476	H23.12	13	R7.11.30		I					M						
17	2整 3/2tトラック	46-8616	SKW477	H30.07	6	R6.6.30			M保						I				
18	2整 小型人員輸送車	48-2009	TPG-BE640E	H27.06	9	R7.2.28				I						M保			
整備区分							1四			2四			3四			4四			合計
							4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
区分別件数							6か月検査			2四			3四			4四			18
							3	4	4	4	2	0	0	0	1	0	0	0	
							12か月検査			0	0	0	0	0	0	1	2	3	
保安検査前点検(24か月検査)							1四			2四			3四			4四			12
							0	0	1	0	0	0	3	3	3	0	2	0	
月合計							3	4	5	4	2	0	3	4	6	3	2	0	36

令和6年度 道路運送車両法適用除外車両一覧
(中部高射群第13高射隊)

目 次

- 1.外注車両諸元等一覧表 (別紙第1).....P3
- 2.外注車両整備計画一覧表(別紙第2).....P4

外注車両諸元一覧表

No.	車種	車番	年式	型式	規格	シャシNo.	EG型式	EG番号	長さ	高さ	幅	車両重量	前軸重	後軸重	総重量
1	業務車1号	45-2467	H9.12	DBA-JY12	日産	028971	MR18DE	126413	4415	1505	1695	1240	730	510	1640
2	1/4t4×4小型業務車	45-3943	H9.12	DBA-NT31	日産	060564	MR20	894378	4590	1685	1785	1500	890	640	1900
3	1/4t4×4小型業務車	45-3978	H9.11	DBA-NT31	日産	060723	MR20	897222	4590	1685	1785	1500	890	640	1900
4	1/4t4×4小型業務車	45-4472	R元.7	DAA-HNT32	日産	180029	MR20DD	566270	4690	1730	1820	1630	930	700	2030
5	2t4×2カーゴ	46-4166	R4.11	2RG-XZC605M	日野	0036503	NO4C	WDA5528	4690	2495	1695	2645	1535	1110	4885
6	21/2t4×4カーゴ	46-6484	H25.2	FTS34S2	いすゞ	7000144	6HK1	637736	6700	3070	2480	6375	3245	3130	11615
7	21/2t4×4カーゴ	46-6485	H25.2	FTS34S2	いすゞ	7000145	6HK1	637846	6700	3070	2480	6375	3245	3130	11615
8	31/2tトラック	46-8617	H30.7	SKW477	いすゞ	7003541	6UZ1	638658	7150	3190	2485	8540	4240	4300	14700
9	31/2tトラック	46-8618	H30.7	SKW477	いすゞ	7003542	6UZ1	638648	7150	3190	2485	8540	4240	4300	14700
10	小型人員輸送車	48-2028	H28.3	TPG-BE640E	三菱	210170	4P10	C05844	6245	2645	2010	3670	1730	1940	5670

外注車両整備計画一覧表

No.	所属	車種	車番	型式	年式	車齢	車検有効期限	1四			2四			3四			4四			備考
								4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1	13	業務車1号	45-2467	DBA-JY12	H9.12	14	R6.10.31	I												I=6か月検査 M=12か月検査 M保=保安検査前点検 (24か月検査)
2	13	1/4t4×4小型業務車	45-3943	DBA-NT31	H9.12	14	R6.10.31	I												
3	13	1/4t4×4小型業務車	45-3978	DBA-NT31	H9.11	14	R6.12.31			I										
4	13	1/4t4×4小型業務車	45-4472	DAA-HNT32	R元.07	5	R6.10.31	I												
5	13	2t4×2カーゴ	46-4166	ZRG-XZC605M	R4.11	1	R7.2.1													
6	13	2t4×4カーゴ	46-6484	QKG-FTS34S2	H25.2	11	R7.1.31				I									
7	13	2t4×4カーゴ	46-6485	QKG-FTS34S2	H25.2	11	R7.1.31				I									
8	13	3t1/2トラック	46-8617	SKW477	H30.7	6	R6.6.30													
9	13	2t1/2トラック	46-8618	SKW477	H30.7	6	R6.6.30													
10	13	小型人員輸送車	48-2028	TPG-BE640E	H28.3	8	R8.2.28													
整備区分								1四			2四			3四			4四			合計
半期・月								4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
区分別件数		6か月検査						3	0	1	3	1	0	0	0	2	0	0	0	10
		12か月検査						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
		保安検査前点検(24か月検査)						0	0	2	0	0	0	3	0	1	3	0	0	9
月合計								3	0	3	3	1	0	3	0	3	3	1	0	20

令和6年度 道路運送車両法適用除外車両一覧
(第15高射隊)

目 次

- 1.外注車両諸元等一覧表 (別紙第1).....P3
- 2.外注車両整備計画一覧表(別紙第2).....P4

外注車両諸元一覧表

No.	車種	車番	年式	型式	シャシNo.	EG型式	EG番号	長さ	高さ	幅	車両重量	前軸重	後軸重	総重量
1	業務車1号	45-2282	H17.03	UA-W11	523203	QG18	225343	4650	1450	1695	1300	750	550	1700
2	1/4t4×4小型業務車	45-3944	H21.11	DBA-NT31	060568	MR20	894377	4590	1685	1785	1500	860	640	1900
3	1/4t4×4小型業務車	45-3979	H21.11	DBA-NT31	060728	MR20	897221	4590	1685	1785	1500	860	640	1900
4	1/2tトラック	45-7573	H19.11	V16BBRSFA	7100482	4M40	HJ1340	4140	1970	1765	1950	1090	1340	2430
5	2 1/2t4×4カーゴ	46-6486	H25.02	QKG-FTS34S2	7000146	6HK1	638129	6700	3070	2480	6380	3245	3130	11620
6	3 1/2tトラック	46-8645	R3.02	SKW477	7004768	6UZ1	638648	7150	3190	2485	8540	4240	4300	14700
7	小型人員輸送車	48-2011	H27.03	TPG-BE640E	210019	4P10	B58543	6245	2645	2010	3670	1730	1940	5670
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														

外注車両整備計画一覧表

	所属	車種	車番	年式	車齢	車検有効 期限	1四			2四			3四			4四			備考			
							4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
1	15	業務車1号	45-2282	H17.03	19	R7.2.28					I						M保	I=6か月検査 M=12か月検査 M保=保安検査前点検 (24か月検査)				
2	15	1/4t4×4小型業務車	45-3944	H21.11	14	R6.10.31	I					M保										
3	15	1/4t4×4小型業務車	45-3979	H21.11	14	R6.12.31			I					M保								
4	15	1/2tトラック	45-7573	H16.03	20	R6.10.31	I					M保										
5	15	2 1/2t4×4カーゴ	46-6486	H25.02	11	R7.1.31				I					M							
6	15	3 1/2tトラック	46-8645	R3.02	3	R7.2.28					I					M						
7	15	小型人員輸送車	48-2011	H27.06	9	R6.12.31			I					M								
							1四			2四			3四			4四			合計			
整備区分							4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
区分別件数							6か月検査			2	0	2	1	2	0	0	0	0	0	0	7	
							12か月検査			0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	3	
							保安検査前点検(24か月検査)			0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	1	0	4
月合計							2	0	2	1	2	0	2	0	2	1	2	0			14	

自動車整備標準作業点数積算資料

目次

1.自動車整備標準作業点数積算資料 道路運送車両法適用車両	(第2補給処).....P3
-------------------------------	----------------

自動車整備標準作業点数積算資料 道路運送車両法適用車両(庁費)(第2補給処)

社名	車種	型式	定期点検点数								適用型式	参照型式	参照先	車番	
			3か月 6か月	12か月 (2年)	エンジン 下回り点検	保安確 認検査	下回り 塗装	ハブグリス 取替	ヘッドライト 調整	ブレーキ 清掃					ハイブリッド 推奨点検
トヨタ	乗用車	6AA-AXVH70	-	1.6	1.2	1.5	1.2	-	0.4	0.3	0.8	AXVH70	AXVH70	FAINES	岐阜303さ6810
日産	乗用車	DBA-L33	-	1.7	1.2	1.5	1.2	-	0.4	0.3	-	L33	L33	FAINES	岐阜302の8584

自動車整備標準作業点数積算資料

目 次

- 1.自動車整備標準作業点数積算資料 道路運送車両法適用車両 (第2補給処)……P3
- 2.自動車整備標準作業点数積算資料 道路運送車両法適用除外車両 (第2補給処)……P4、P5
- 3.自動車整備標準作業点数積算資料 道路運送車両法適用除外車両(牽引)(第2補給処)……P6
- 4.自動車整備標準作業点数積算資料 道路運送車両法適用除外車両(器材)(第2補給処)……P7

自動車整備標準作業点数積算資料 道路運送車両法適用車両(第2補給処)

社名	車種	型式	定期点検点数								適用型式	参照型式	参照	車番	
			3か月	12か月	エンジン 下回り洗浄	保安検査 総検査	下回り 塗装	ハブグリス 取替	ヘッドライト 調整	ブレーキ 清掃					ハイブリッド 推奨点検
			6か月	(2年)											
トヨタ	業務車2号	UA-ZZT240	-	1.5	1.2	1.5	1.2	-	0.4	0.3	-	ZZT240	ZZT240	FAINES	岐阜501772
			-	2.4											
	業務車2号	5BA-NRE161	-	1.4	1.2	1.5	1.2	-	0.4	0.3	-	NRE161	NRE161	FAINES	岐阜503や5606
			-	2.2											
	業務車2号・3号 (緊急用)	DBA-ZRT261	-	1.5	1.2	1.5	1.2	-	0.4	0.3	-	ZRT261	ZRT261	FAINES	岐阜800せ5673 岐阜503ぬ9221
		1.5	2.4												
業務車2号 (4×4)	DBA-ZRT265	-	1.7	1.2	1.5	1.2	-	0.4	0.3	-	ZRT265	ZRT265	FAINES	岐阜502そ8395	
		-	2.6												
業務車4号	CBF-TRH223B	2.8	6.3	1.2	1.5	1.5	-	0.4	0.3	-	TRH223B	TRH223B	FAINES	岐阜200さ2795	
		-	-												
日産	業務車3号	DBA-KG11	-	1.5	1.2	1.5	1.2	-	0.4	0.3	-	KG11	KG11	FAINES	岐阜502ぬ9550
			-	2.4											
	小型人員輸送車	UD-DVW41	3.6	8.7	2.0	1.5	2.0	1.2	0.4	0.3	-	DVW41	DVW41	FAINES	岐阜200さ2851
		-	-												
日野	大型人員輸送車1号	2TG-RUIASDA	5.6	17.9	3.9	1.8	4.5	1.4	0.4	0.6	-	RUIASDA	RUIA	FAINES	岐阜200は639
		-	-												
三菱ふそう	塵芥収集車	TPG-FEB80	-	8.7	2.0	1.5	2.0	1.2	0.4	0.3	-	FEB80	FEB80	FAINES	岐阜800そ23
		8.7	-												

自動車整備標準作業点積算資料 道路運送車両法適用車外車両(第2補給処)

社名	車種	型式	定期点検点数									適用型式	参照型式	参照先	車番
			I検	M検	エンジン 下回り洗浄	保安確認 検査	下回り 塗装	ハブグリス 取替	ヘッドライト 調整	ブレーキ 清掃	ハイブリード 推奨点検				
トヨタ	業務車1号	DAA-NKE165G	2.2	5.2	1.2	1.5	1.2	-	0.4	0.3	0.8	NKE165G	NKE165G	FAINES	45-2579
	業務車1号	6AA-NKE165G	2.2	5.2	1.2	1.5	1.2	-	0.4	0.3	0.8	NKE165G	NKE165G	FAINES	45-2584、45-2596
	トラック1/4t4×4小型業務車	KR-HDJ101K	2.9	6.8	1.2	1.5	1.5	-	0.4	0.3	-	HDJ101K	HDJ101K	FAINES	45-3746
	有線整備車	BDG-XZU508V	3.3	8.7	2.0	1.5	2.0	-	0.4	0.3	-	XZU508V	XZU508V	FAINES	46-9844
	救急車	CBF-TRH221S	2.8	6.3	1.2	1.5	1.5	-	0.4	0.3	-	TRH221S	TRH221S	FAINES	48-1704
	高規格救急車	3BF-TRH226S	2.8	6.5	1.2	1.5	1.5	-	0.4	0.3	-	TRH226S	TRH226K	FAINES	48-1753
	武装作業車	KC-LY131	3.2	8.2	2.0	1.5	2.0	-	0.4	0.3	-	LY131	LY211	FAINES	46-2510
日野	トラック2t4×2カーゴ	BKG-XZU504M	3.3	8.7	2.0	1.5	2.0	1.2	0.4	0.3	-	XZU504M	XZU504M	FAINES	46-4083~85
	トラック2t1/2t4×2カーゴ	BKG-FD7JGYA	3.4	11.0	2.8	1.8	3.0	1.2	0.4	0.3	-	FD7JGYA	FD7J	FAINES	46-5174~81
日産	業務車1号	UA-W11	2.4	5.6	1.2	1.5	1.2	-	0.4	0.3	-	W11	W11	FAINES	45-2274、45-2275
	業務車1号	UA-WTP12	2.5	5.6	1.2	1.5	1.2	-	0.4	0.3	-	WTP12	WTP12	FAINES	45-2243
	業務車1号	DBA-JY12	2.2	5.2	1.2	1.5	1.2	-	0.4	0.3	-	JY12	JY12	FAINES	45-2462~65
	業務車1号(4×4) 警務用	CBF-VNW11	2.4	5.9	1.2	1.5	1.2	-	0.4	0.3	-	VNW11	VNW11	FAINES	45-1093
	トラック1/4t4×4小型業務車	DBA-NT31	2.4	5.9	1.2	1.5	1.2	-	0.4	0.3	-	NT31	NT31	FAINES	45-3967~69、71~74
	給食運搬車(2号)	ADF-VWME25	2.8	6.5	1.2	1.5	1.5	-	0.4	0.3	-	VWME25	VWME25	FAINES	46-2346
	ユーティリティ整備車 トラック3/4t(バン型)	CBF-VR2E26	2.8	6.3	1.2	1.5	1.5	-	0.4	0.3	-	VR2E26	VR2E26	FAINES	47-9235、45-3028、29
UD	トラック2t4×2カーゴ	U-SW2S41	3.3	8.7	2.0	1.5	2.0	1.2	0.4	0.3	-	SW2S41	NKR66	FAINES	46-3976
	トラック4×4ダンプ中型	ADG-CF4XL	5.3	16.5	3.4	1.8	4.0	1.4	0.4	0.3	-	CF4XL	CK5XL	FAINES	47-2354
三菱	1/2tトラック	V16	2.9	6.8	1.2	1.5	1.5	-	0.4	0.3	-	V16	HZJ73V	FAINES	45-7599
三菱ふ	トラック2t4×2カーゴ	KK-FE70CB	3.3	8.7	2.0	1.5	2.0	1.2	0.4	0.3	-	FE70B	FE70C	FAINES	46-4038
	トラック2t4×2カーゴ	PDG-FE70B	3.6	8.7	2.0	1.5	2.0	1.2	0.4	0.3	-	FE70B	FE70B	FAINES	46-4069
	小型人員輸送車	BE640E	3.6	8.7	2.0	1.8	2.5	1.2	0.4	0.3	-	BE640E	BE640G	FAINES	48-2010
	トラック4t (ウイングバン)	KK-FK61HKX	3.4	11.0	2.8	1.8	3.0	1.2	0.4	0.6	-	FK61HKX	FK61H	FAINES	46-9652

社名	車種	型式	定期点検点数										適用型式	参照型式	参照先	車番
			I検	M検	エンジン 下回り洗浄	保安確 認検査	下回り 塗装	ハブグリス 取替	ヘッドライト 調整	ブレーキ 清掃	ハイブリッド 推奨点検					
い す ゞ	トラック21/2t4×4カーゴ	FTS34F4	4.8	16.0	3.4	1.8	4.0	1.4	0.4	0.6	-	FTS34F4	FTS34	FAINES	46-6411	
	トラック8t (ウイングバン) I	CXM60CT	6.1	18.7	3.4	1.8	4.0	2.0	0.4	0.9	-	CXM60CT	CXM60	FAINES	46-7021	
	給食運搬車(1号)	NJR85AN	3.3	8.7	2.0	1.5	2.0	1.2	0.4	0.3	-	NJR85AN	NJR85	FAINES	46-2362	
	バリヤ作業車	NPR85AR	3.3	8.7	2.0	1.5	2.0	1.2	0.4	0.3	-	NPR85AR	NPR85	FAINES	47-9125	

自動車整備標準作業点数積算資料 道路運送車両法適用除外車両(牽引) (第2補給処)

社名	車種	型式	定期点検点数									適用型式	参照型式	参照先	車番
			I検	M検	エンジン 下回り洗浄	保安確認検査	下回り 塗装	ハブグリス 取替	ヘッドライト 調整	ブレーキ 清掃	ハイブリッド 推奨点検				
UD	トラック4~5t 4×2 トラクタ(セミトレ10t用)	QKG-GK5XAB	5.3	16.5	3.4	1.8	4.0	1.4	0.4	0.6	-	GK5XAB	GK5XA	FAINES	47-4398
日野	トラック6t(6×4) 給水車用	KC-SS3VJCA	6.1	18.7	3.4	1.8	4.0	2.0	0.4	0.9	-	SS3VJCA	SS3V	FAINES	47-4748
いすゞ	トラック6t(6×4) トラクタ	EXZ52CK	6.1	18.1	3.4	1.8	4.0	2.0	0.4	0.3	-	EXZ52CK	EX52	FAINES	47-4767

自動車整備標準作業点数積算資料 道路運送車両法適用除外車両(器材) (第2補給処)

社名	車種	型式	定期点検点数									適用型式	参照型式	参照先	車番
			I検	M検	エンジン 下回り洗浄	保安距離 検査	下回り 塗装	ハブグリス 取替	ヘッドライト 調整	ブレーキ 清掃	ハイブリッド 推奨点検				
トヨタ	大型移動整備車	3BF-TRH200V	2.8	6.3	1.2	-	1.5	-	0.4	0.3	-	TRH200V	TRH200V	FAINES	M-564-TM
日産	大型移動整備車	LC-CQGE25	2.8	6.3	1.2	-	1.5	-	0.4	0.3	-	CQGE25	CQGE25	FAINES	M-544-NI
	小型作業車	GBD-U71T	2.1	4.2	1.0	-	1.0	-	0.3	0.3	-	U71T	U71T	FAINES	C-630、C-665、C-666 C-683、C-688、C-695
三菱	小型作業車	V-U41T	2.1	4.2	1.0	-	1.0	-	0.3	0.3	-	U41T	U41T	FAINES	C-439、C-440、C-452
	小型作業車	GD-U61T	2.1	4.2	1.0	-	1.0	-	0.3	0.3	-	U61T	U61T	FAINES	C-508、C-549
	小型作業車	LE-U61T	2.1	4.2	1.0	-	1.0	-	0.3	0.3	-	U61T	U61T	FAINES	C-614
	小型作業車	GBD-U61T	2.1	4.2	1.0	-	1.0	-	0.3	0.3	-	U61T	U61T	FAINES	C-645、C-660
本田	小型移動整備車	GBD-HH5	2.1	4.2	1.0	-	1.0	-	0.3	0.3	-	HH5	HH5	FAINES	M-084-HO
	小型作業車	V-HA3	2.1	4.2	1.0	-	1.0	-	0.3	0.3	-	HA3	HA3	99自動車整備 標準点数表P198	C-386
スズキ	小型移動整備車	HBD-DA17V	2.1	4.2	1.0	-	1.0	-	0.3	0.3	-	DA17V	DA17V	FAINES	M-108-SU
ダイハツ	小型作業車	GD-S200P	2.1	4.2	1.0	-	1.0	-	0.3	0.3	-	S200P	S200P	FAINES	C-532、C-533

自動車整備標準作業点数積算資料

自動車整備標準作業点数積算資料 道路運送車両法適用除外車両(中高群2整隊)・・・P2

自動車整備標準作業点数積算資料 道路運送車両法適用除外車両(中高群2整隊)

社名	車種	型式	定期点検点数					適用型式	参照型式	参照先	車番
			I検	M検	エンジン 下回りの検	保安種 総検査	下回り 検査				
トヨタ	トラック1/4t4×4 小型業務車	KR-HDJ101K	2.9	6.8	1.2	1.5	1.5	HDJ101K	HDJ101K	FAINES	45-3719、45-3720
日野	トラック21/2t4×2カーゴ	PB-FD7JGFA	3.4	11.0	2.8	1.8	3.0	FD7J	FD7J	FAINES	46-5123
日産	業務車1号	UA-WTP12	2.5	5.6	1.2	1.5	1.2	WTP12	WTP12	FAINES	45-2224
	業務車1号	DBA-JY12	2.2	5.2	1.2	1.5	1.2	JY12	JY12	FAINES	45-2466
	トラック1/4t4×4 小型業務車	DBA-NT31 CBA-TNT31	2.4	5.9	1.2	1.5	1.2	NT31	NT31	FAINES	45-3799~45-4313 (計6台)
三菱	1/2tトラック	V16BBSFA	2.9	6.8	1.2	1.5	1.5	V16	HZJ73V	FAINES	45-7572
いすゞ	トラック21/2t4×4カーゴ	PDG-FTS34S2 QKG-FTS34S2	4.8	16.0	3.4	1.8	4.0	FTS34	FTS34	FAINES	46-6445 46-6482~46-6483
	31/2tトラック	SKW476	5.3	16.5	3.4	1.8	4.0	CVS81	CVS81	FAINES	46-8508
	31/2tトラック	SKW477	4.3	14.8	3.4	1.8	4.0	CVS81	CVS81	FAINES	46-8616
三菱ふそう	小型人員輸送車	TPG-BE640E	3.6	8.7	2.0	1.8	2.5	BE640G	BE640G	FAINES	48-2009

自動車整備標準作業点数積算資料

自動車整備標準作業点数積算資料 道路運送車両法適用除外車両(中高群13高隊)・・・P2

自動車整備標準作業点数表

中高群13高隊

社名	車種	型式	定期点検点数					適用型式	参照型式	参照先	対象車番
			3/6か月	12か月	エンジン下廻り洗浄	保安確認検査	下回り塗装				
日産	業務車1号	DBA-JY12	2.2	5.2	1.2	1.5	1.2	JY12	JY12	FAINES	45-2467
	1/4t4×4小型業務車	DBA-NT31	2.4	5.9	1.2	1.5	1.2	NT31	NT31		45-3943, 45-3978
	1/4t4×4小型業務車	DAA-HNT32	2.4	5.9	1.2	1.5	1.2	HNT32	HNT32		45-4472
日野	2t4×2カーゴ	2RG-XZC605M	3.3	8.7	2.0	1.5	2.0	XZC605M	XZC605M		46-4166
いすゞ	2t1/2t4×4カーゴ	QKG-FTS34S2	4.8	16.0	3.4	1.8	4.0	FTS34	FTS34		46-6484, 46-6485
	3t1/2tトラック	SKW477	5.3	17.0	3.4	1.8	4.0	CVS81	CVS81		46-8617, 46-8618
三菱ふそう	小型人員輸送車	TPG-BE640E	3.6	8.7	2.0	1.8	2.5	BE640G	BE640G		48-2028

自動車整備標準作業点数積算資料

目 次

- 1.自動車整備標準作業点数積算資料 道路運送車両法適用及び除外車両(第15高射隊).....P3

自動車整備標準作業点数表

第15高射隊

車種	型式	社名	定期点検点数					定期点検点数表		作業点数表		対象車番
			3/6か月	12か月	エンジン下廻り洗浄	保安確認検査	下回り塗装	頁	適用型式	頁	適用型式	
業務車1号	UA-W11	日産	2.7	6.2	1.2	1.5	1.2	167	99年 日産 VJC22	227	標準作業点数 2003 WTP12	45-2282
1/2tトラック	V16BBSFA	三菱	2.9	6.8	1.2	1.5	1.5	112	トヨタ HZJ73V	117	標準作業点数 1996 HZJ73V	45-7573
1/4t4×4小型業務車	DBA-NT31	日産	2.7	6.5	1.2	1.5	1.2	132	日産 LFMD22	255	標準作業点数 2009 NT31	45-3944, 45-3979 (計2台)
2 ¹ /2t4×4カーゴ	QKG-FTS34S2	いすゞ	4.2	15.4	3.4	1.8	4.0	59	いすゞ FTS34	48	標準作業点数 2006 FTS34	46-6486
3 ¹ /2tトラック	SKW477		いすゞ CVS81	14	標準作業点数 1996 CVS81	46-8645						
小型人員輸送車	TPG-BE640E	三菱 ふそう	3.6	8.7	2.0	1.8	2.5	—	—	255	標準作業点数 2012 BE640G	48-2011
